

LIBRA 2021年10月号

〈特集〉

東京簡裁書記官に訊く—民事訴訟手続を中心に—

〈インタビュー〉

第35回 東弁人権賞受賞 崔 江以子さん

〈クローズアップ〉

2021年度 夏期合同研究

〈新連載〉

憲法判例ができるまで～判決文に書かれない弁護士の努力と工夫～



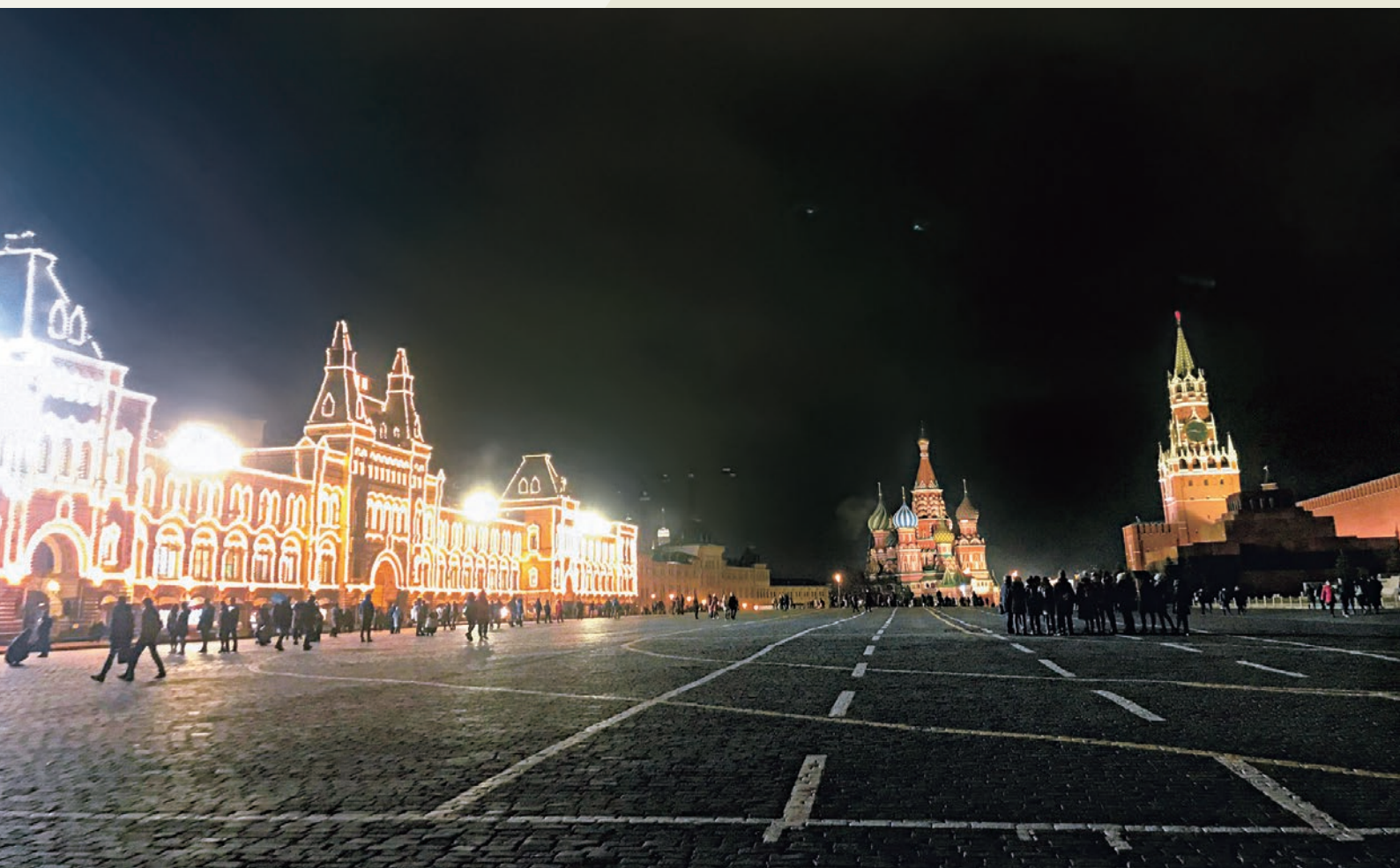
世界文化遺産「赤の広場（クラスナヤ広場）」



起源は、15世紀のイヴァン3世に遡りますが、ソ連時代を経て、今でも、重要な国家行事が行われています。

北西から南東に長い広場の周りは城塞と城壁に囲まれており、南東側には葱坊主屋根で有名な聖ワシリイ大聖堂、南西側は大統領府やレーニン廟、北西側には、国立歴史博物館、北東側には、帝政ロシア時代に建築され、ソ連時代には「物資欠乏を起こさない商店」、今でもロシア最大のデパートであるグム百貨店が位置しています。

会員 田中 みどり (47期)



LIBRA

東京弁護士会

CONTENTS

2021年10月号

特集

02 東京簡裁書記官に訊く

—民事訴訟手続を中心に—

インタビュー

18 第35回 東京弁護士会人権賞 受賞 崔 江以子さん

クローズアップ

24 2021年度 夏期合同研究

ニュース&トピックス

31 三会公益通報者保護協議会シンポジウム
「改正公益通報者保護法に基づく実務対応～通報対応・体制整備はこう行おう!～」報告

新連載

32 憲法判例ができるまで～判決文に書かれない弁護士の努力と工夫～
第1回 ハンセン病療養所での検証—新人弁護士の経験— 上野 格

連載等

22 臨時総会報告

23 理事者室から：弁護士会が弁護士を育てるということ 兼川真紀

34 経営者弁護士に聞く 法律事務所におけるワークライフバランス
第2回 時間と場所にとらわれない働き方を実現している例 木村佐知子

35 人権問題最前線
第3回 塙の中からの声に応えて—濡れタオルは認められないか— 山崎 健

36 近時の労働判例
第98回 東京地判令和2年6月11日(ハンプティ商会ほか1社事件) 布施拓也

38 若手会員支援ニュース
第2回 独立開業マニュアル東弁版と独立開業セミナー 菊地真治

39 新型コロナウイルスのもとで Part2～こんな工夫・取り組みをしてきました(会務編)～
vol.2 コロナ禍における委員会活動についての雑感 小林英晃

40 わたしの修習時代
朝日訴訟のお二人の裁判官の思い出 19期 曾田多賀

41 73期リレーエッセイ：続・どんな色にも染まらない 石田千明

42 お薦めの一冊：『ティファニーで朝食を』 山崎岳人

43 コーヒーブレイク：「人工語」・エスペラント 殷 勇基

48 インフォメーション

東京簡裁書記官に訊く

— 民事訴訟手続を中心に —

簡易裁判所（以下「簡裁」という）と聞いてすぐに思い浮かぶのは、事物管轄です（裁判所法33条1項1号）。簡裁は基本的には140万円以下の比較的少額の事件を取り扱うので、簡裁事件はあまり扱わないという会員もおられるでしょう。逆に、交通事故（物損）事件や過払い事件を多く受任しているので、簡裁事件を多く扱っているという会員もおられるでしょう。

もっとも、簡裁事件を比較的多く扱っている会員であっても、簡裁事件の手続について精通しているという自信のある方は多くはないのかもしれませんが。簡裁においては、通常訴訟のほか、少額訴訟、訴え提起前の和解等簡裁特有の手続があり、また、通常訴訟においても地方裁判所とは異なった手続が認められています。そのような手続を十分に理解した上で、簡裁事件への弁護士の関わり方を知っておくことは、一般民事事件における弁護方針を決めたり、あるいは市民の方からの法律相談を受けたりする場合に非常に有益だと考えました。

そこで、今回、「東京簡裁書記官に訊く—民事訴訟手続を中心に—」と題して東京簡易裁判所書記官の方々に簡裁事件（民事）手続を全般的にお訊きするという企画を立てました。是非、会員の皆様の今後の業務にお役立ていただければと思います。

なお、本文4頁に指摘されている最高裁ホームページの早見表、東京簡裁ホームページの予納郵便切手の額及び内訳のURLは下記のとおりです。いずれも簡単にキーワード検索ができます。

• 手数料額早見表（最高裁判所）

<https://www.courts.go.jp/vc-files/courts/file3/315004.pdf>

• 郵便切手一覧表（東京簡易裁判所）

<https://www.courts.go.jp/tokyo-s/vc-files/tokyo-s/file/yuubinkitte-ichiran20191001.pdf>

LIBRA 編集会議 吉川拓威、臼井一廣、佐藤顕子

CONTENTS

第1 東京簡裁民事部門の概要	3頁
1 東京簡裁における民事事件の担当部署	2 東京簡裁の民事事件に対する弁護士の関与
第2 通常訴訟（簡裁の訴訟手続に関する特則（法270条～280条））	4頁
1 訴え提起段階での留意点	2 第1回口頭弁論期日前の準備段階での留意点
3 口頭弁論期日段階での留意点	4 弁論準備手続段階での留意点
5 証拠調べ段階での留意点	6 訴訟終了段階での留意点
7 送達証明、確定証明及び執行文の付与	
第3 少額訴訟（法368条～381条）	11頁
1 少額訴訟の提起—原告代理人の準備	2 期日前の準備—被告代理人の準備
3 期日での留意点—審理方法の特徴について	4 少額訴訟の終了段階での留意点
5 少額訴訟債権執行手続（民事執行法167条の2～14）	
第4 訴え提起前の和解	15頁
1 制度の概要	2 申立ての準備
3 申立て後の流れ	4 その他

【凡例】 法…民事訴訟法 規…民事訴訟規則

第1 東京簡裁民事部門の概要

1 東京簡裁における 民事事件の担当部署

東京簡裁の民事部門は、民事1室～5室及び10室が通常訴訟担当で、このうち民事3室及び10室は、いわゆる業者事件（クレジットカード会社や債権回収会社を原告とし、一般消費者等を被告とする貸金請求訴訟、立替金請求訴訟、求償金請求訴訟等）のみを集中して取り扱うこととされています（このため集中室とも言われます）。集中室は、従前民事10室のみでしたが、民事部門全体の事件処理の効率化を目指して、令和3年4月1日から、通常訴訟を担当していた民事3室が集中室に変わりました。少額訴訟は民事9室のみが担当します。民事6室は民事調停担当で、民事7室は支払督促担当です。民事6室及び7室は墨田庁舎で執務しており、民事調停と支払督促の受付も墨田庁舎で行っています。一方、民事調停と支払督促を除く民事事件の受付は、霞が関庁舎で行っています。まれに一般市民の方から民事調停又は支払督促が霞が関の事件係に申立てられることがあり、この場合は提出された書類を墨田庁舎に送付することになりますが、弁護士が代理人として申立てをし、又は、訴えを提起する場合は、原則どおり民事調停及び支払督促の申立ては墨田庁舎に、その他の民事

事件の申立ては霞が関の事件係にいただけますようお願いいたします。

訴え提起前の和解、公示催告・除権決定、保全事件、過料事件、公示による意思表示、起訴前の証拠保全及び仮執行宣言を付した判決に対する控訴提起に伴う執行停止事件は全て民事8室の担当です。

2 東京簡裁の民事事件に対する 弁護士の関与

東京簡裁の民事通常訴訟の新受事件数は、過払金返還請求訴訟が落ち着いた平成26年には10万件台になったのですが、そこから増加に転じ、令和元年には約13万件に至りました。令和2年はコロナ禍の影響か約12万件に減少しましたが、令和3年の新受事件数は、5月までの概数が約5万4,000件で、令和2年同時期の約4万4,000件はもとより、令和元年同時期の約5万1,000件を上回っています。

東京簡裁の民事通常訴訟中、直近5年の弁護士及び司法書士が関与した事件の数及び割合は表1のとおりです。表1によれば、民事通常訴訟全体の約13%が弁護士関与事件（双方弁護士代理事件、原告弁護士代理事件及び被告弁護士代理事件を合わせたものをいう）ということがわかります。また、新受事件中、個別事件（集中又は集合して処理される業者事件以外の事件、第2の1の(2)参照）の割合が民事訴訟事件全体の約30%とし（令和元年約29%、令和

表1 民事第一審 訴訟（簡裁）
平成28年～令和2年までの弁護士関与率調べ

通常訴訟		平成28年		平成29年		平成30年		令和元年		令和2年	
双方弁護士代理		1,746	1.50%	1,785	1.48%	1,682	1.36%	1,881	1.50%	1,414	1.33%
原告弁護士代理	被告司法書士代理	22	0.02%	24	0.02%	17	0.01%	79	0.06%	36	0.03%
原告司法書士代理	被告弁護士代理	2,215	1.91%	523	0.43%	327	0.26%	586	0.47%	632	0.59%
双方司法書士代理		6	0.01%	6	0.00%	4	0.00%	6	0.00%	2	0.00%
原告弁護士代理	被告代理人なし	5,085	4.37%	4,724	3.92%	4,691	3.80%	5,871	4.69%	4,932	4.64%
原告司法書士代理	被告代理人なし	6,241	5.37%	4,843	4.02%	4,582	3.71%	5,849	4.67%	4,839	4.55%
原告代理人なし	被告弁護士代理	6,184	5.32%	7,537	6.25%	8,037	6.51%	8,771	7.00%	7,061	6.65%
原告代理人なし	被告司法書士代理	1,495	1.29%	1,710	1.42%	1,946	1.58%	1,733	1.38%	1,307	1.23%
双方本人訴訟		93,273	80.22%	99,459	82.46%	102,176	82.76%	100,506	80.22%	86,020	80.97%
合計		116,267	100.00%	120,611	100.00%	123,462	100.00%	125,282	100.00%	106,243	100.00%

* 東京簡裁自庁統計データより作成

2年約31%)、業者事件には弁護士関与事件がないと仮定すれば、個別事件の約43%が弁護士関与事件となります。しかし、実際には業者事件にも弁護士関与事件があり、他方、個別事件には、いわゆる市民訴訟というより業者事件というべきものも一定程度含まれますから、この数字は必ずしも的確なものとはいえません。実務の感覚でいえば、近年の東京簡裁における市民訴訟については、そのほとんどが弁護士関与事件であるように思われます。このような状況を踏まえれば、東京簡裁として訴訟手続を円滑に進めて簡易迅速な紛争解決を行っていくためには、東京簡裁における東京地裁とは異なる手続運営のあり方について、弁護士の方々の御理解と御協力をいただくことが不可欠です。

第2 通常訴訟 (簡裁の訴訟手続に関する特則 (法270条～280条))

簡裁で扱う訴訟事件では、訴額が140万円以下の複雑困難でない事件が多いことから、民訴法上、訴訟手続の簡略化が認められています。しかし、これはあくまで法律知識が十分でない一般市民の利用を想定しているためであり、弁護士が代理人になる場合には、基本的に地裁の訴訟と同様、次の点に留意の上、準備をお願いします。

1 訴え提起段階での留意点

(1) 受付事務

ア 管轄

簡裁は、行政事件を除く訴額140万円以下の請求の第一審の裁判権を有しています(裁判所法33条1項1号)。また、訴額140万円以下の不動産に関する訴訟は、簡裁と地裁の双方に管轄があります(同法24条1号)。

訴訟係属中に訴えの変更(請求拡張)があり、訴額が140万円を超えた場合、その時点で改めて訴額を

見直し、事物管轄を定めることになります。そのため、拡張後に応訴管轄が生ずるなどの事情がなければ、当該訴訟を地裁に移送することになります。

なお、土地管轄は東京都の23特別区のほか三宅村、御蔵島村、小笠原村です。三多摩地区は八王子、立川、武蔵野、青梅、町田の各簡裁になります。また、合意管轄と応訴管轄は、土地管轄だけでなく、事物管轄にも適用されます。

イ 訴状及び書証

簡裁に訴えを提起する際には、請求の原因に代えて、紛争の要点を明らかにすれば足りるという規定がありますが(法272条)、これは法律知識が十分でない当事者を想定しているものですから、弁護士が原告代理人の場合は、地裁に訴えを提起するときと同様に、訴状には必要的記載事項とされる法133条2項の請求原因だけでなく、規53条の理由付け請求原因を記載してください。また、重要な書証の写しは訴え提起の段階での提出をお願いしています。請求原因は、重要な書証を引用しながら丁寧に構成してください。さらに、被告の数と同数の訴状副本以外に、判決書等の早期作成のため、訴状の写しを一部添付するようお願いしています。

ウ 付属書類等

必要な手数料の額は、最高裁のホームページに早見表が掲載されていますので、訴額に応じた額を確認してください。また、予納郵便切手の額及び内訳は、東京簡裁のホームページに掲載されていますので、金額や内訳に間違いのないよう提出をお願いします。

当事者の資格証明書は、3か月以内に取得したものを提出してください。それより古いものを提出した場合は、再度の取得をお願いすることになりますので、御注意ください。

資格証明書、委任状等の付属書類は、訴状に「付属書類」として列挙して、受付時に必ず提出してください。なお、委任状はファクシミリによる提出はできませんので、必ず原本を提出してください。

(2) 東京簡裁の特徴

～個別事件、集合事件、集中事件

ア 東京簡裁では、大量の事件を合理的かつ効率的に解決に導くため、事件の性質や内容によって次のように大別しています。

(ア) 個別事件（市民訴訟）

当事者双方又は一方が一般市民（小規模法人、各種団体を含む）で、(イ)の集合事件及び(ウ)の集中事件以外のものを「個別事件」と呼んでいます。個別事件については、市民にとって分かりやすく、利用しやすい審理の実現をモットーに、早期に争点整理を行い、原則として集中証拠調べを実施したり、司法委員関与による和解勧告を行うなど、事案に応じて審理方法を工夫しています。

個別事件は、民事1室、2室、4室及び5室（以下「通常室」という）に、受付順に配てられます。

(イ) 集合事件

大量の類似訴訟を繰り返し提起する消費者金融業者等が原告となる場合は、同種の請求事件5件を一つのまとまりとして、期日指定を行って、進行させる場合があります。この事件を「集合事件」と呼んでいます（ただし、訴状の不備の補正に相当期間を要すると見込まれる場合など、不適当な事件は除かれます）。

集合事件も、通常室に受付順に配てられます。

(ウ) 集中事件

極めて大量の類似訴訟を繰り返し提起する消費者金融業者等で、あらかじめ東京地裁所長が定めたものが原告となる事件は、民事3室と民事10室の2室のみで取り扱っています。現在は10社程度の業者の事件に限定されており、これを「集中事件」と呼んでいます。(イ)の集合事件と(ウ)の集中事件をあわせて「業者事件」と呼んでいます。

(エ) 少額訴訟

法368条から381条に規定する少額訴訟は、民事9室で取り扱っています（後記第3参照）。

イ 口頭弁論等期日指定の状況

通常室での期日指定の状況は、おおむね次のとお

りです。

(ア) 開廷日の午前 集合事件及び個別事件の口頭弁論期日

(イ) 開廷日の午後 個別事件の証拠調べ、弁論準備手続

(3) 支払督促に対する異議

支払督促（法382条以下）は、金銭・有価証券もしくは代替物の引渡しを求める請求をする場合に、債務者の住所地を管轄する簡易裁判所の裁判所書記官に申立てをして、債務者を審尋することなく発付される裁判所書記官による処分です。債務者が支払督促の送達を受けた日から2週間以内に督促異議の申立てをしないときは、債権者の申立てにより、裁判所書記官は仮執行宣言をしなければなりません。宣言前に督促異議の申立てがあったときは、支払督促はその限度で効力を失い、訴額に応じて、支払督促を発した裁判所書記官の所属する簡易裁判所又はその所在地を管轄する地方裁判所に訴えの提起があったものとみなされます。仮執行宣言を付した支払督促の送達を受けた日から、2週間の不変期間内に督促異議申立てをしたときは、仮執行宣言後の督促異議申立てとして訴えの提起があったものとみなされますが、仮執行の着手は可能ですから、これを止めるには執行停止の申立てをして停止決定を得る必要があります。2週間の不変期間が経過したときは、もはや督促異議の申立てをすることはできず、仮執行宣言付支払督促は確定判決と同一の効力を有することになります。手続の流れ、書式等は東京簡裁ホームページ「裁判手続を利用する方へ」の項で紹介しています。

ア 督促異議申立ての受付

督促異議の申立先は、支払督促を発した書記官が所属する簡裁です。東京簡裁では、墨田庁舎の民事7室で督促異議申立てを受け付けています。督促異議申立てに手数料は不要ですが、異議申立書は、「訴訟手続を開始させる書面」となるためファクシミリで提出することはできません。

適法な督促異議申立てがされると、訴額が140万

円以下の場合には支払督促を発した書記官の所属する簡裁に、訴額が140万円を超える場合はその所在地を管轄する地裁に、それぞれ支払督促申立ての時に遡って訴え提起が擬制されます。

支払督促に仮執行宣言が付される前に督促異議の申立てがされると、支払督促は失効します。一方、仮執行宣言が付された後に督促異議の申立てがされると、仮執行宣言付支払督促の確定は遮断されますが、上記のとおり、執行力を停止するためには、別途強制執行停止の申立てが必要です。

なお、督促オンラインシステムを利用した支払督促の申立ては債務者の普通裁判籍の所在地等が東京簡裁以外であっても行うことができますが、異議申立てがされると、本来の債務者住所を基準とする申立先を管轄する裁判所に訴え提起が擬制されます。

イ 督促異議に伴う補正等の手続

督促異議の申立てにより訴え提起が擬制されるので、原告（債権者）には、手数料の納付義務が生じます。支払督促申立てのときには、訴え提起手数料の2分の1の額を納付することになるので、原則として支払督促申立手数料額と同額の手料を納付します。

また、支払督促申立書には特定請求原因の記載しかないことが多いため、弁護士が原告（債権者）代理人の場合は、規53条の理由付け請求原因事実及び立証を要する事由ごとに重要な事実も記載した訴状に代わる準備書面の提出をお願いしています。なお、被告（債務者）代理人の場合は、口頭弁論期日の1週間前までに、認否・反論を記載した答弁書の提出をお願いしています。

ウ 口頭弁論の手続

- (ア) 仮執行宣言前の督促異議の場合、原告（債権者）は、口頭弁論期日において、訴状に代わる準備書面又は支払督促申立書の陳述をします。
- (イ) 仮執行宣言後の督促異議の場合、原告（債権者）は、口頭弁論期日において、支払督促を認可する旨の判決を求めます。訴状に代わる準備書面の「請求の趣旨」の記載は、「1. 原告と被

告との間の当庁（又は〇〇簡易裁判所）令和〇年（ロ）第〇〇号支払督促申立事件の仮執行宣言付き支払督促を認可するとの判決を求める。

2. 督促異議申立後の訴訟費用は被告の負担とする。」となります。

2 第1回口頭弁論期日前の準備段階での留意点

(1) 訴状の補正

訴状の記載事項に不備がある場合は、裁判官の命を受け、書記官が補正の促しをします。補正の対象は、手数料の額、当事者の住所などの形式的事項に留まらず、請求原因事実や書証の補充にも及びます。欠席判決ができる程度に請求原因事実（要件事実）が記載されているかどうか、主張を裏付ける書証の写しが提出されているかどうかの観点から、訴状を審査し、補正の必要がある場合には、電話等で補正をお願いすることになります。補正の程度によっては、その際、第1回口頭弁論期日の調整をすることもあります。補正が遅れると、被告への訴状等の送達も遅れることになり、その結果、第1回口頭弁論期日を変更せざるを得なくなることもあるので、迅速な対応をお願いします。

特に、交通事故による損害賠償請求事件では、充実した審理のため、電話や書面で、交通事故証明書、車検証、修理見積書、事故現場の図面・写真、事故車両の写真やドライブレコーダー等の証拠及びそれらの証拠説明書の提出をお願いすることがありますので、御協力ください。

(2) 訴状等の送達

被告に対する訴状等の送達が不奏功となった場合、送達先について、就業場所の調査や現地調査をしていただくことになりますので、書記官から調査の依頼がありましたら、速やかな調査を行い、調査結果を記載した報告書、住民票の写し等とともに結果に応じた再送達申請（就業場所送達、付郵便送達、公示送達）をお願いします。

なお、調査内容や必要書類については、東京簡裁

のホームページに掲載されている付郵便送達申請書や調査報告書のひな形を参考にしてください。オートロックマンションなど直接受送達者の住居まで行けない場合は、可能な範囲で調査を行い、報告書にはその旨の記載をお願いします。書記官は、提出された再送達申請書、送達場所についての調査報告書により、法（例えば、付郵便送達であれば107条、公示送達であれば110条）に規定されている要件を満たしているかどうかを判断し、送達を実施します。

3 口頭弁論期日段階での留意点

(1) 続行期日における陳述擬制

口頭弁論期日に出頭しない場合の訴状、答弁書その他の準備書面等の陳述擬制は、最初の期日に限られるのが原則ですが（法158条）、簡易裁判所の訴訟手続に関する特則では、続行期日に出頭しない場合にも準用され（法277条）、続行期日に出頭しないまま主張書面を提出することも可能となって、一見便利のようにみえます。しかし、その制度趣旨は、簡裁では本人訴訟が多く、当事者に出頭の支障があることも多いことや、簡易迅速な訴訟手続が求められることを考慮したものとされていることからすれば（コンメンタル民事訴訟法V 365頁）、弁護士代理人が多用することはそもそも予定されていないと考えられます。陳述擬制を繰り返すことは、裁判所の求釈明を困難にし、相手方を含めた口頭議論による弁論の活性化は図れませんので、結局簡易裁判所の簡易迅速な審理運営を阻害することになります。被告代理人等が遠隔地で出頭困難な事情がある場合は、後記4の弁論

準備手続を電話会議で行うこと（規88条2項、3項）、書面による準備手続（法175条以下）を活用することなど、口頭弁論の実質を確保するための工夫が必要であり、そのためには弁護士代理人の協力が不可欠です。

また、陳述擬制により主張の提出はできても、不出頭のままでは証拠の提出行為はできないと解されており、立証を伴わない訴訟活動になってしまうという問題もあります。

(2) 司法委員の関与

簡裁の民事訴訟手続（少額訴訟を含む）には、1人以上の司法委員（大半は1人です）が関与することがあります。東京簡裁の司法委員の職業別内訳は表2のとおりです（令和3年1月1日現在）。323人中、男性254人（78.6%）、女性69人（21.4%）となっています。

司法委員の役割については法279条に根拠があります。まず、裁判所は司法委員に和解の補助をさせることができ、司法委員は和解の前提となる当事者の言い分を詳しく聴取し、和解案を作成し、当事者の説得に当たることがあります。和解の補助の具体的な方法としては、①弁論期日等で、裁判官同席のもとで裁判官とともに行う場合、②裁判官が一時退席したり、終始同席しないで行う場合（午前中の期日指定方式による和解の場合）があります。いずれの場合も、裁判官との打合せを踏まえた共通の認識・心証に基づいて調整しています。場合によっては、自己の言い分を十分に聞いてもらうことを望んでいる本人当事者による、事案の本筋とは多少ずれる話や不満を

表2 東京簡裁の司法委員の職業別内訳（令和3年1月1日現在）

職業	弁護士	社会保険 労務士	不動産 鑑定士	税理士	行政書士	一級 建築士	公認 会計士
人数	138 (42.7%)	15 (4.6%)	8	5	5	1	1
職業	大学教授	団体理事・ 団体職員	会社役員	消費生活 相談員	非常勤会社員 ・その他	無職	／合計
人数	3	5	3	3	12 (3.7%)	124 (38.4%)	323

*東京簡裁司法委員データより作成

司法委員が聴くことによって、当事者の気持ちを開き、和解に至る事案も少なくないと思います（法廷のような場面ではうまく話せない当事者の緊張をほぐしながら、和解室・準備室で話を聴くことも効果があると思われます）。また、証拠など合理的な根拠を示して、裁判官の暫定的な心証を開示しながら説得する場合もあります。

次に、事件についての意見を聴くことができます。その内容は限定されていないので、広く事件の見方、証拠の評価、証人尋問の必要性、尋問事項、証言の信用性評価、証拠から認定できる事実、最終的な結論などについて、司法委員が裁判官に口頭又は書面で意見を述べる場合があります。そして、必要に応じて、裁判官の許可を得て法廷で当事者に質問することもありますし、尋問の際に証人等に質問することもあります。

(3) 法 274 条による移送

被告が適法な反訴で地裁管轄の請求（訴額140万円超、算定不能など）をした場合で、相手方の申立てがあるときは、簡裁は本訴と反訴を地裁に移送しなければなりません（必要的移送であり不服申立てはできません）。この立法趣旨は、地裁管轄の反訴請求について地裁での審判を受けるかどうかの選択権を原告に与えるものですから、このような反訴が提起された場合は、原告に対して移送申立てをするかどうか聴くことになります。

また、原告が移送申立てをしない場合であっても、地裁管轄の反訴請求があることによって事案複雑とみられる場合など、相当と認めるときは、職権で法18条に基づく地裁への移送決定をすることがあります。

4 弁論準備手続段階での留意点

(1) 前記第1の2記載のとおり、近年の東京簡裁における市民訴訟事件の多くに訴訟代理人が関与していることから、詳細な主張立証がされる事件も多く、審理期間も長くなっているというのが実務の感覚です。そのような事件についても訴額に見合った簡易迅速な紛争解決を目指すのが簡裁の役割です

から、適切に争点整理をして、審理の焦点を主たる争点に絞ることが必要になります。そのため、裁判官は、特に、交通事故による損害賠償、敷金・原状回復費用を含む賃貸借関係、請負・業務委託、労働関係等の事件について、弁論準備に付して争点整理をする運用を行っています（一昔前は、弁論準備で争点整理をする必要を感じるような事件は、事案複雑として地裁に移送していたと思われます）。特に交通事件については、司法研究報告書67輯第1号「簡易裁判所における交通損害賠償訴訟事件の審理・判決に関する研究」が刊行され、基本書証の早期提出をはじめとする審理運営の在り方についての提言が現場に定着するにつれて、弁論準備に付して争点整理をする運用が多くなっています（地裁の指導を受けながら、内部の研究会で弁論準備の運用についても研究を行っています）。

(2) 午前中に大量の業者事件を担当する通常室で、前記のような事件について弁論準備を活用するメリットは、①午後の時間帯に多少時間をかけて双方の主張立証を確認し、不明の点は釈明を求め、証拠の評価についての双方及び裁判所（司法委員を含む）の認識を確認することによって争点整理ができ、②これを踏まえて和解による解決の可能性について代理人等と本音でやり取りすることができる場合があることです。弁論準備期日を充実させるためには、双方代理人の協力が欠かせません。裁判官が示す審理計画に沿って、準備書面、書証等の提出期限を遵守し、期日の一定期間前までに双方の準備書面等が交換されていることを前提に、期日ではそれを踏まえた実質的な議論、意見交換をすることが重要です。そのため、提出期限までに準備書面等が提出されていないときは、書記官から提出をお願いすることになります。

(3) 争点整理を行い暫定的心証が形成されると、裁判官は双方の意向を聴いて和解を勧告することがあります。また、暫定的心証の形成に至らない場合にも、訴額に見合った早期解決のために和解を勧告

することもあります。いずれの場合にも、裁判官による直接の説得が有効と思われる場合には、期日に当事者本人を同行していただくようお願いする場合もあります。

5 証拠調べ段階での留意点

- (1) まず、全ての書証について証拠説明書の提出をお願いします。書証の申出に際しては、規137条1項により文書の標目、作成者及び立証趣旨を明らかにした証拠説明書を提出しなければならないとされており規99条で定める証拠申出に係る一般規定よりも具体的な書面の提出が義務づけられています。これは、裁判所及び双方当事者の共通認識に立った公平かつ効率的な審理を目指す法の理念に沿って、裁判所及び相手方当事者が、迅速かつ容易に、書証とされる文書の内容や証拠価値の評価、取り調べの必要性について検討することができるためには、当該文書が立証趣旨との関係で整理された形で提出されることが必要という考えによるものです。また、訴訟代理人は、証拠説明書の作成により、当該文書で何を立証しようとするのかという点を強く意識することになりますから、関連性の低い書証の提出を控え、主張の構成を再確認する等の効用もあるといわれています。これらの趣旨から、簡易迅速な審理を目指す簡裁においては、一層、証拠説明書提出の必要性が認められ、効率的な整理における重要なツールであるともいわれます。なお、登記簿謄本等「文書の記載から明らかな場合」には提出を要しないのですが、簡裁では相手方が本人訴訟ということも多く、この点は相手方本人には分かりにくいこともあり、弁護士代理人の方には一律にこの場合「文書の記載から明らかな場合」という前提で考えないようにお願いしたいところです。

- (2) 東京簡裁では、証人尋問・本人尋問の際に証人等調書を作成しないのが原則です。簡裁の特則である規170条では、裁判官の許可によるとされており、裁判官は調書省略を許可するのが原則的な運用で

す。証拠調べ実施前に、裁判官が「規170条により証人等調書の作成を省略します」等と言うことで許可を明らかにします。これに対し、当事者は意見を述べることはできますが、当事者の同意は要件ではなく、異議を述べることもできません。規68条と異なり、録音も裁判官の命令又は当事者の申出があったときにのみ行われることになっています（当事者から申出を受けた事件担当書記官は、裁判上の利用に供するもの（複製された録音を反訳し、上訴審等において書証として提出する等）として録音しますし、また、申出によりその録音テープ等の複製を許す＝実際は提出された記録媒体に音声記録を複写して返還する＝ことになっています）。また、規68条2項では、当事者の申出があれば、証人等の陳述を記録した書面を作成しなければなりませんが、簡裁の特則では、そのような作成義務はありません。これは、一般市民に利用しやすい簡裁の在り方を重視し、調書作成に要する書記官の労力を訴訟の進管理等に振り向けようというもので、集中証拠調べに対応した規68条とは趣旨が同一ではありません。簡裁の調書省略の特則であった旧民訴法358条ノ2では当事者の異議がないことが要件とされた結果、控訴をおもんばかって異議が述べられることも多く、制度があまり生かされなかったようです。しかし、実際の控訴率はそれほど高くなかったこともあり、規則化に当たり、この要件を外したのだと言われています。特に事件数の多い東京簡裁では証人等調書作成による書記官の事務負担を考慮し、上記のような取扱いとしております。規170条は、民事の少額事件を簡易迅速に処理するという簡裁の役割を果たすため、集中的処理を容易にする目的で定められたものです。弁護士代理人には、この趣旨を正しく御理解いただき、御協力をお願いします。

6 訴訟終了段階での留意点

(1) 判決書・調書判決

簡裁の判決書は、簡裁の特則（法280条）による簡易な判決書のほか、弁護士代理人が関与し、争点

整理や人証の証拠調べが行われたような事件について、近年東京簡裁で提唱され、多くの裁判官が採用している地裁の新様式判決に準じた判決様式等があります。もっとも、簡裁の判決様式で最も多いのが調書判決です。東京簡裁の事件中多数を占めるクレジット会社や債権回収業者が原告となった貸金請求、求償金請求事件等では、被告が請求原因事実を争わないことが多く、この場合、裁判官は判決原本に基づかず、主文及び理由の要旨を告げて判決言渡しができ、その旨調書に記載されます。これを調書判決と言います（法254条、規155条3項）。勝訴原告にとり早期に債務名義が取得できる等の利点があります。言渡しは、口頭弁論終結期日に行われる場合が多いようです。弁護士代理人が訴訟提起する事件でも実質的に争いが無い事件、公示送達事件は調書判決になります。調書判決では、請求の趣旨及び原因は訴状自体又は訴状の当該部分を添付、引用しますから、調書判決が予想される事件については、あらかじめ添付用の訴状の写しを提出して下さるようお願いいたします（第2の1(1)イ参照）。

(2) 和解に代わる決定 （「和決」と略称することもあります）

簡裁では、少額の貸金請求訴訟等で、遠隔地に居住している等の理由で欠席する被告が事実を争わず、分割弁済による解決を求める（簡裁は、このような主張が書き込める定型答弁書用紙を訴状等とともに送付しています）のに対し、原告も分割弁済による和解に同意する事例は多くあります。この場合、受諾和解（法264条）が利用できますが、もともと事実と争いのない少額事件の和解としては手続が厳格で、使い勝手が悪いことから、事件を裁判官単独調停に付し（民事調停法20条）、同法17条の調停に代わる決定（「17条決定」等と言います）をすることが行われてきました。この状況を踏まえ、平成15年の民訴法改正により民訴法上の簡裁の特則として和決が新設されました。和決は、金銭の支払を目的とする訴えについて、被告が口頭弁論において争わない場合、裁判所が原告の意見を聞いた上で裁量によって決定します。決定の内容は

概ね和解条項と同様ですが、分割弁済等では、その期間が5年を超えないようにするとの制約もあります。まず、金銭の支払という要件から、建物明渡や自動車引渡は除外されます。分割払いの期限の利益を喪失した場合という停止条件付きでも内容とすることはできません。過払金返還訴訟では、当初、被告から争う旨の答弁がなされても、当事者の合意の内容が原告の請求に沿ったものなら、当初の答弁は撤回されたと解する等して和決が利用されることもあります。5年以内という期間については、原告の同意を要件に柔軟に考えることもあるようですが、制度の趣旨を著しく逸脱することはできないでしょう。利害関係人の参加の可否については裁判官によるようです。要件や内容の制約から和決を利用できないときは、上記の他の制度のほか電話会議方式による弁論準備手続での和解も利用することができます。なお、和決の決定書に別紙として添付する当事者目録や請求の趣旨及び原因は、迅速処理の観点から、原告である貸金業者等からあらかじめ提出されるよう御協力いただいております。また、和決に異議があると効力を失うところ、異議申立期間は告知から2週間ですが、異議申立てがあるのは稀です。

7 送達証明、確定証明及び 執行文の付与

民事訟廷記録係に確定記録として引き継いで保存に付す前は係属室で、保存に付した後は民事訟廷記録係で、それぞれ手続を行います。事件記録の保存手続を行うために、係属室が事件記録を民事訟廷記録係に引き継ぐのは、事件確定後概ね1か月が経過してからですので、電話等で事前に事件記録の所在を問い合わせると、手続が円滑に進みます。また、判決正本等の送達証明や判決の確定証明の申請書は、正本、副本各1通の提出をお願いしています。副本に証明文言を付記してお返しします。申請の際は、請書のほか郵送を希望される場合は返送用の封筒（切手を貼ったもの）も提出するよう御協力をお願いします。手数料は執行文1通につき300円、証明書は証明事項一つにつき150円です。例えば、「被告に（○

年〇月〇日に) 判決正本が送達された」というのは、証明事項は一つですが、「被告両名につき(〇年〇月〇日)に判決正本が送達された」というのは、証明事項は二つとなり、手数料は300円必要です(送達の実事二つあるため)。

第3 少額訴訟 (法368条~381条)

少額訴訟手続は、訴額が特に少額の民事上の紛争について、紛争額に見合った負担と手続による簡易迅速な解決を可能にした、簡裁に専属管轄がある特別手続です。訴訟手続に不慣れな一般市民の利用を前提として手続の軽減が規定されていますが、プロフェッショナルである弁護士が代理人の場合は、通常の訴訟と同様の準備をお願いすると同時に、下記の一期日審理の原則を踏まえて、次の点にも御留意願います。

1 少額訴訟の提起 — 原告代理人の準備

(1) 訴額及び管轄

少額訴訟は、訴額が60万円以下の金銭支払請求に限り利用することができます。しかし、訴額が60万円以下でも、事案が複雑であり、被告の抗弁が予想されるなど、一期日では終わらないことが明らかであるような、少額訴訟にはなじまない事件もあります。原告代理人には、訴額だけに着目せず、当該請求が少額訴訟の制度趣旨になじむ事案であるかどうか十分に御検討ください。

なお、少額訴訟になじむ事案としては、例えば、一般市民間や小規模会社間における貸金返還請求、売買代金請求などがその典型です。これらの事案は、請求原因事実も抗弁事実も類型化されやすく、証拠関係も複雑なものはないと予測されるものが大半ですから、一期日審理の原則の下でも十分な審理、判決、和解調整をすることが可能と考えられます。また、土地管轄は通常訴訟と同じです。(第2の1(1)ア参照)

(2) 利用回数の制限 (法368条1項ただし書、規223条)

少額訴訟の利用には、回数に制限があります。同一人が原告として、同一の簡裁で同一の年(1月から12月まででカウントします)に10回を超えて利用することはできません。また、少額訴訟を利用した回数は、訴え提起時に訴状に記載するなどして届け出ることが必要です(法368条3項)。

なお、通常訴訟を提起した後に少額訴訟に変更することはできません。

(3) 一期日審理の原則等 (法370条、371条、374条)

少額訴訟は、最初にすべき口頭弁論の期日において審理を完了し、その後直ちに判決の言渡しをするのが原則です(一期日審理の原則)。この原則を実現するために、証拠調べは、即時取調べ可能な証拠方法に限られます。

そのため、相手の反論に応じ、続行期日において順次主張・立証を行う通常訴訟と異なり、当事者は、最初の期日までに全ての攻撃防御方法を提出しなければなりません。弁護士が原告代理人の場合は、地裁の訴訟と同様の訴状と基本書証の準備に加え、被告の認否・反論を予想して、可能な限りの準備(予想される抗弁に対する再抗弁、関係する書証の提出、同行証人の準備等)が必要です。なお、即時取調べ可能な証拠方法とは、例えば、在廷証人、出頭した当事者本人、当事者所有の運搬可能な文書や物を書証や検証物として口頭弁論に提出することなどが挙げられます。したがって、本人や証人の尋問を求める場合は、必ず期日に同行する必要があります。そのため、時間を確保する必要もありますので、できるだけ早く裁判所に御連絡ください。一方、文書提出命令や書面尋問は、各手続の性質上、即時取調べはできません。証拠申出の際は、即時取調べが可能かどうかを御検討ください。即時取調べのできない証拠方法が必要な場合は、例外的に少額訴訟のまま期日を続行するか(法370条1項)、職権で通常訴訟に移行する可能性があります。

(4) 訴状等の受付

弁護士が原告代理人の場合、少額訴訟の訴状等は、6階にある民事9室の書記官室で直接受付します。一般的に案内している1階の手続案内は経由しなくて結構です。

(5) 事情聴取(規61条)

少額訴訟では、早期の主張・立証準備に加え、紛争の背景や周辺事情、事前交渉の有無やその状況、被告の応訴可能性、和解希望の有無などの事情聴取が欠かせません。これらの情報を参考に事件の終局を予測し、審理計画を立て、円滑な訴訟運営をするためです。簡裁の訴訟手続において、事情聴取は重要な手続の一環ですが、少額訴訟手続においては、一期日審理の原則から、その重要性はより高いといえます。書記官から事情を伺うための連絡があったときは、ぜひ御協力をお願いいたします。

(6) 一部請求等

少額訴訟手続において、一部請求を制限する規定はありません。しかし、一部請求であっても、実際の審理の対象は債権全体の存否になるので、手続が大幅に簡略化され、一期日審理の原則による少額訴訟手続で審理することが不相当な場合もあります。また、高額な請求権を分割して、何度も同様の少額訴訟を提起することで、被告の応訴負担が大きくなったり、裁判の齟齬が生じたりするおそれもあります。このような場合は、職権で通常手続に移行することがあります。

このほか、併合請求及び訴えの変更についても排除する規定はありませんが、一期日審理の実現が困難であるときは、職権で通常手続に移行することがあります。

2 期日前の準備

— 被告代理人の準備

(1) 答弁書を提出した被告に対しては、通常、裁判所から積極的に接触を行い、具体的な被告の対

応、証拠方法や和解希望の有無などについての事情聴取を行い、口頭弁論期日の充実及び一期日審理の実現の確保を図っています。弁護士が被告代理人の場合は、少額訴訟の制度趣旨に鑑み、可能な限り早期に、実質的な認否・反論又は抗弁の主張立証の提出をいただけますようお願いいたします。

被告から依頼を受けたばかりであるなど、やむを得ない御事情がある場合も多いと思いますが、口頭弁論期日直前に受任の御連絡があり、通常手続に移行の上、「原告の請求を棄却するとの判決を求める。請求原因に対しては、追って答弁する。」と記載された答弁書が提出され、期日は、この答弁書の陳述擬制のみ行われる場合が多く見受けられます。都合をやりくりして出頭した原告が裁判所に対して不満をぶつけることもあり、双方の御事情が分かるだけに書記官も対応に苦慮しています。場合によっては、期日変更の御連絡を差し上げることもありますので、期日調整に御協力をお願いいたします。

(2) 被告に弁護士の代理人がつかれると、ほぼ例外なく通常手続への移行申述がされます。しかし、中には、少額訴訟にふさわしい事案であるにもかかわらず、通常手続への移行申述がされる場合もあります。そのため、被告代理人には、当該少額訴訟を通常手続に移行することが本当に必要か、少額訴訟で進めることができないか、十分な御検討をお願いします。また、通常訴訟に移行した事件であっても、スピード感をもって訴訟遂行すべきことに変わりはありませんので、被告の認否・反論又は抗弁の主張立証は、速やかに提出してください。

(3) 少額訴訟は一期日審理が原則なので、煩雑な手続はできません。そのため、反訴の提起は禁止されています(法369条)。また、相殺の抗弁を排除する規定はありませんが、一期日審理の実現が困難であるときは、職権で通常手続に移行することがあります。

3 期日での留意点

— 審理方法の特徴について

(1) 一体型審理について

少額訴訟は訴訟手続に不慣れな一般市民が利用することを想定した手続ですから、一方当事者が一般市民である場合は、一期日審理の原則（第3の1(3)）の下で一般市民にも分かり易い審理を実現するために、弁論と証拠調べ（書証、当事者本人尋問）を明確に分けずに一体化し、当事者から紛争に関する事実を聴取しながら、裁判所が弁論事項と証拠資料を適宜拾い出していく審理方法を採用しており（これを「一体型審理」といいます）、これが少額訴訟審理の大きな特徴です（司法研修所編「少額訴訟の審理方法に関する研究」65頁）。さらに、証人にも宣誓をさせないで尋問をすることができるので、証人尋問をも含めて一体型審理をする場合もあります。そのため、裁判所は当事者（証人も）に対して、法廷で陳述することは（主張とともに）証拠としても扱われること、宣誓は求めないが記憶に従って陳述することを説明しています。

(2) 積極的釈明について

一期日審理の原則の下で一体型審理を行う少額訴訟においても、弁論主義の適用がありますが、訴訟手続に不慣れな一般市民は一期日で必要な主張立証を尽くすことが容易ではなく、手続の性質上、裁判所がある程度積極的に釈明権を行使しなければ、事案に即した妥当な結論が得られません。当事者が提出した主張や証拠などから考えられる、当事者が真に求めようとしている法律効果を見極めて、裁判所が主張を整理し、当事者に確認させた上で主張として取り上げ、相手方当事者に対して認否及び反論をさせるといった程度まで踏み込んだ積極的釈明を行うことが望ましいと解されています（司法研修所編「少額訴訟の審理方法に関する研究」81頁）。このことは、請求原因だけでなく抗弁についても同じです。このような積極的な釈明権行使は、相手方代理人に裁判所の中立性、公平性に対する不信任感を抱かせる恐れがあるため、裁判官が慎重に判断したうえでやっていることを御理解ください。

(3) 職権による通常移行について

被告の移行申述により当然に通常の手続に移行するほか、職権により通常移行の決定をしなければならない場合があります（法373条3項）。このうち、「少額訴訟により審理及び裁判をすることが相当でないと認めるとき」（同項4号）の典型例は、地裁に関連事件があり併合審理が必要なときなど、地裁で審理するのが相当と認められる場合です。そのほかには、①即時に取り調べるができない証拠調べが不可欠と認められる場合、②争点が複雑多岐にわたり、取り調べる必要のある証人が多数いて1、2回の期日では到底審理を完了することができない場合がこれに当たると解されていますが、その該当性判断は慎重に行われており、一期日審理の原則を安易に崩すことがないよう運用されています。

4 少額訴訟の終了段階での留意点

(1) 少額訴訟判決

ア 即日言渡しの原則

少額訴訟手続における判決は、原則として、口頭弁論終結後直ちに言い渡されます。

当事者間に実質的な争いがある場合（法254条1項の要件に該当しない場合）でも、判決書の原本に基づかないで判決を言い渡すことができます（法374条1項、2項）。一期日審理により1回の期日で審理を終了しても、判決言渡期日を後日に指定し、判決書の原本を作成して言い渡したのでは（法252条）、簡易迅速な紛争解決制度としての少額訴訟の趣旨が損なわれるからです。言渡しの方法は、裁判官が主文と理由の要旨を告げて行いますが、理由の要旨は簡潔なもので足りると解されています。これは争点も証拠も複雑なものは少なく、弁論終結後直ちに言い渡されるので、当事者の記憶も鮮明だからですが、一般市民の当事者には、判決の理由を多少丁寧に補足して説明することもあります。判決は、判決書の作成に代えて、書記官に当事者及び法定代理人、主文、請求並びに理由の要旨を判決の言渡しをした口頭弁論期日の調書に記載させる「調書判決」の方式によ

ることになります（法374条2項、254条2項）。認容判決には、必要的に仮執行宣言が付されます（法376条1項）。

イ 支払猶予（期限の猶予、分割払）判決

「被告の資力その他の事情を考慮して特に必要がある」と認めるとき」には、支払期限を一定期間猶予し、あるいは分割払を命じる判決をすることができます（法375条1項）。その判断は、被告の収入や生活状況、年齢、家族構成、他の債務の有無、原告の意向、原告の権利実現の切迫性等を総合的に考慮し、当事者の公平、紛争の実質的な解決の観点からなされます。原告の意向に反して分割払等の判決をしても、原告は、それを理由に不服申立てをすることはできません（法375条1項、3項）。原告は、不服申立てのできない支払猶予判決があり得る少額訴訟手続を選択していることから、支払猶予判決は全部認容判決であり、主文に一部請求棄却を掲げる必要はないと解されています（最高裁判事裁判資料216号62頁）。

なお、和解に代わる決定も活用されており、その留意点は通常訴訟の場合と同じです。決定書には、後記の少額訴訟債権執行の対象となる債務名義であるか否かを明確にするため、標題部分に、（少額訴訟手続）、（通常手続移行後）の表記をしています。

(2) 異議審における審理

ア 異議申立て

少額訴訟判決に対しては控訴できず（法377条）、判決書又は調書判決の送達を受けた日から2週間以内に少額訴訟判決を受けた裁判所に対して異議申立てをすることができます（法378条1項）。簡易迅速な紛争解決を目的とする少額訴訟の制度趣旨を踏まえつつ、証拠制限のない通常手続による再審理を受ける機会を保障することで、当事者の裁判を受ける権利との調和を図ったためとされています。

イ 異議後の審理手続

異議審における審理の対象は、異議の当否ではなく原告の請求の当否です。適法な異議があったときは、

少額訴訟判決の確定が遮断され、訴訟は口頭弁論終結前の程度に復し、原告の請求の当否について通常の手続で審理及び裁判をすることになります（法379条1項）。したがって、異議審における口頭弁論は不服申立ての限度には限られないことになります。また、異議申立てがあっても、少額訴訟判決の仮執行宣言の効力は当然には停止されないで、強制執行を停止するためには少額訴訟判決に対する異議申立てとともに強制執行停止の申立てをして、その決定を得る必要があります。さらに、請求を拡張する形での訴え変更は、被告の審理を受ける利益を考えると、被告の同意がない限り許されないと解されます。

異議審の審理は、少額訴訟判決をした同じ裁判官が担当して、通常の手続により行われます。ただし、通常移行の申述又は職権による通常手続への移行決定があった場合の審理方法とは異なる点があります。一期日審理の原則（法370条）、証拠調べの制限（法371条）、証人尋問の際の宣誓の省略（法372条1項）、電話会議の方法による証人尋問（法372条3項）及び証人等の陳述の調書記載の不要の規定（規227条1項）は準用されませんが、反訴の禁止、証人等の尋問順序弾力化及び判決による支払猶予や分割払の規定（法379条2項、369条、372条2項、375条）は準用されます。

異議審の審理は少額訴訟判決に対する不服申立手続ですから、いたずらに期日を重ねることは避け、簡裁の特則（法270条以下）を活用して、迅速な訴訟運営を図るべきと解されます。ただし、異議審の判決に対しては控訴することができず（法380条1項）、事実上最終的な審理となるので、慎重に審理する必要があります。

5 少額訴訟債権執行手続 （民事執行法167条の2～14）

少額訴訟手続により取得した債務名義に基づく金銭債権の強制執行は、地裁のほか、債務名義を作成した簡裁の書記官に対して申し立てることが可能です。ただし、配当や転付命令などの複雑な処理を必要と

する手続は少額訴訟債権執行手続になじまないで、地裁に移行します。

なお、少額訴訟を提起した場合でも、通常手続に移行した後に作成された債務名義に基いて強制執行を行う場合は、少額訴訟債権執行の手続を利用することができません。地裁に対してのみ申立てが可能ですので、御注意ください。

東京簡裁における少額訴訟債権執行手続の流れ及び留意点は、次のとおりです。

(1) 受付

東京簡裁民事9室の書記官室で、直接受付をします。手数料や郵便切手の額、必要書類、申立書のひな形等は、東京簡裁のホームページに掲載しているので、不足のないように準備をお願いします。

必ずしも申立書のひな形をお使いいただく必要はありませんが、申立書の作成に際しては、ひな形の記載事項を全て盛り込むことが必要ですので、必ずホームページを御確認ください。また、申立書に不備があった場合は、速やかに訂正に応じていただけますようお願いいたします。

なお、債権者は、通常、債務者と第三債務者との間の債権関係について把握することが困難なので、少額訴訟債権執行の申立てと同時に陳述催告の申立てをすることが一般的です。陳述催告の可否についての検討を忘れずをお願いします。

(2) 差押債権の種類

東京簡裁では、金銭債権のうち預貯金債権、給与債権、賃料債権及び敷金（保証金）返還請求権を差押債権とする少額訴訟債権執行の申立てを受け付けています。これ以外の金銭債権は、内容の特定が難しく、簡易迅速に書記官が行う少額訴訟債権執行手続にはなじまないため、地裁への申立てを促しています。

(3) 単純執行文の要否(民事執行法 25 条ただし書)

少額訴訟手続による簡易迅速な紛争解決を目指すため、少額訴訟判決には単純執行文の付与が不要です。少額訴訟判決に基づいて地裁で強制執行手続を

行う場合も必要ありません。ただし、少額訴訟手続で作成された債務名義であっても、判決以外のもの（訴訟費用額又は和解費用額の確定処分、和解又は認諾の調書、和解に代わる決定）に基づいて少額訴訟債権執行手続を申し立てる場合は、単純執行文の付与が必要です。

(4) 差押処分の送達

債務者に対する差押処分正本の送達ができない場合、送達先の調査をお願いすることがあります。少額訴訟の終了から差押処分正本の発送までの期間に時間的接着が認められれば、少額訴訟の送達場所の固定化効が持続すると見られる場合もありますが、時間的接着が認められないときは、債務者の現住所を調査していただくことになります。

(5) 取立届等の提出

債権者が請求債権及び執行費用の取立てを行った場合は、必ず取立届を提出してください（債権の一部であっても、取り立てた都度、届出が必要です）。また、任意に支払があった場合も御連絡をお願いします。

差し押さえた預貯金口座に残高がないなど差押えの目的が達せられなかった場合は、少額訴訟債権執行手続を取り下げていただく必要がありますので、そのような場合は忘れずに取下書の提出をお願いします。東京簡裁では、長期間御連絡のない事件の債権者に対し、定期的に事件の進捗を確認していますが、なかなか協力が得られず、長期末済の原因にもなっています。

第4 訴え提起前の和解

1 制度の概要

訴え提起前の和解（起訴前の和解、即決和解とも呼ばれます）は、民事上の争いについて、当事者間に合意ができているときに、簡裁に対して和解の申立てをし、その内容を調書に記載することで、裁判上の

和解として確定判決と同一の効力を有することとなる制度です（法275条、267条）。手数料は、対象の権利関係の価額にかかわらず1件2,000円です。

和解の対象は、当事者間で処分可能な民事上の紛争であること、つまり、争いがあることが必要です。貸金や建物賃貸借契約解除の際に、あらかじめ支払や明渡しの債務名義を作成しておこう、というような事案には利用できません。争いの存在がないものについては不適法な申立てとして却下されることになります。

管轄は、対象の権利関係の価額にかかわらず、すべて簡裁となります。土地管轄については、相手方の普通裁判籍所在地です。訴訟のように、義務履行地や不動産所在地で管轄を認定することはできません。

ただし、合意管轄が認められ、和解についての合意に限らず、訴訟についての合意でもよいと解されています。なお、東京「地方」裁判所を管轄裁判所とする合意を東京「簡易」裁判所を管轄裁判所とする合意として解釈することはできません。相手方代理人作成の合意書を提出する際は、申立書とともに相手方委任状を御提出いただきます。

応訴管轄が生じることを見込んで手続を進める運用は行っていません。管轄が認められないと、最終的には移送決定をすることになりますので御注意ください。

2 申立ての準備

当事者間の合意が調っていることが前提です。別名「即決和解」とも言われるように、原則1回の期日で成立を目指す手続ですので、裁判所から和解勧告をして当事者間の互譲を促すことはありません。申立書の記載事項・付属書類は、訴状とほぼ同様です。当事者の表示などの形式的事項、当事者が法人の場合の資格証明や不動産に関する権利関係を対象とする場合の不動産登記事項証明書など、訴訟と同様に記載・提出していただきます。また、審査のために、訴訟での基本書証にあたるもの（契約書等）の写しを御提出いただいています。委任状については、和解・取下げは特別委任事項ですので、明記してください。訴訟の場合と同様に、取下げの委任がないと、取下

げの際には改めて委任状を提出していただきます。

申立書の実質的な記載事項としては、請求の趣旨・原因に加えて、争いの実情を記載する必要があります。

請求の趣旨については、仮に訴訟を提起したときの訴状の請求の趣旨と同一の内容を記載するのが本来の形式だと思われますが、現実には既に話し合いができている状況であり、実務では「和解条項記載どおりの和解を求める。」旨の記載で進めています。そこで、和解条項（案）を記載していただきます。時々、和解の骨子のみが記載されていることがありますが、具体的に記載してください。

裁判所が審査するのは、当事者間の和解内容が裁判上の和解として適切か、ということです。裁判所外での合意書をそのまま記載した和解条項（案）を時々見かけますが、事前に、以下の点を御検討いただき、条項案を作成してください。

条項の順番は、原則として、紛争解決の論理的順序に従い、確認条項（権利義務の存在・不存在）、形成条項（権利義務の発生・変更・消滅）、給付条項（支払・不動産明渡し等）、その他任意条項、となります。

なお、東京簡裁では、確認条項の中に、請求についての概要を記載していただいています（例「当事者双方は、申立人を貸主、相手方を借主とする別紙物件目録記載の建物に関する平成〇年〇月〇日付け賃貸借契約について、令和〇年〇月〇日に合意解約したことを相互に確認する。」）。

また、連帯保証に関して、主債務者についての主債務の確認条項及びその給付条項を記載し、その後に、連帯保証人となる者について「連帯保証する」という形成条項しか記載していない案をしばしば見かけます。連帯保証人に対しても強制執行をするためには、後述の給付条項を設ける必要があるのです、御注意ください。

給付条項については、まず、金銭の支払について債務名義とする場合は「支払う。」と明記する必要があります。「返還する。」では強制執行できません。保証金等、預けていた金銭の返還について「支払う。」とするのは通常の日本語として違和感があるかもしれ

ませんが、債務名義の決まり事ですので、「返還として支払う。」等として必ず「支払う。」と記載してください。また、「支払うものとする。」では、債務名義になりませんので御注意ください。

そして、先給付であるのか、引換給付であるのか、についても御留意ください。「AがBから〇〇を受けたことを確認したときは、Aは、Bに対し、〇〇万円を支払う。」のような条項を時々見かけます。Bがこの条項に執行文付与申請をする場合、「AがBから〇〇を受けたことを確認した」ことを書面で裁判所に証明しなくてはなりませんが、困難が予想されます。この場合、「BがAに〇〇したときは、～」とすれば、証明可能性は増えると思いますが、執行文付与は書記官の書面審査のため、条件部分について、Bが書面によって現実に証明できるような内容にする必要があります。

裁判上の和解の最大の目的は、多くは債務名義作成であると思います。特に給付条項は正確な記載を心がけていただきたいと思います。

3 申立て後の流れ

裁判所から、形式的審査、和解条項の実質的審査が済みますと、必要に応じて、申立人（代理人）に条項等の修正依頼をします。

条項の修正については、相手方（代理人）と調整したうえで、御回答ください。過去には、期日当日になってから、相手方から「条項の修正について期日指定後に知った、この内容では和解できない」と揉めたケースもありますので、御協力をお願いします。

期日については、事前に当事者間でやり取りをしていただいていることもあり、裁判所から申立人（代理人）に対し、いくつか期日の候補日を提示し、当事者間で調整の上、御回答いただき、正式に指定する方法を取っています。効率的な運営のため、御協力をお願いいたします。

また、和解係では、目録類の写しの提出を御協力いただいています。提出していただいた当事者目録（相手方に代理人がつく予定であれば、それも記載し

てください）、和解条項（確定版）、物件目録、図面（できるだけ白黒印刷で対応できる表現（×別紙図面赤線枠内 ○別紙図面斜線部分 など）にしてください。カラー印刷が必要な図面の場合は必要部数の提出に御協力ください）等については、相手方の意思確認に利用したり、和解調書に引用させていただいています。

東京簡裁では、相手方の和解に対する意思確認を厳格にするため、以下の手順で手続を行っています。相手方に対する呼出状は、代理人がすでに受任している場合も、本人に発送します。和解条項（確定版）を同封し、内容の事前確認をしていただきます。相手方が代理人に委任するときは（さらには、相手方がすでに代理人弁護士等に委任されているときにも）、上記のように相手方本人に送付した和解条項（確定版）一式を委任状に合綴し、実印で契印し、印鑑証明書併せて御提出いただいています。

期日当日、和解調書正本送達申請をいただいたときは、期日後10～15分程度お待ちいただき、その場で交付送達する運用をしています。そのため、事前準備として、当日の出頭者をあらかじめ伺っていますので、よろしくお願い申し上げます。

4 その他

しばしば、電話で「今、申し立てると、期日はいつ頃入りますか？」という問合せをいただきます。係では「通常、申立てから期日調整まで1か月程度かかる、和解条項の複雑さや年末、年度末等時期的な理由でもう少々時間をいただく場合もある、さらに期日指定から実際の期日まで2週間程度の時間をいただいている」旨の回答をしています。ただし、申立書一式を見せていただいて初めて事案の複雑さの程度が判明するという面がありますので、事件係属期間はあくまでも目安とお考えいただきたいと思います。お急ぎの場合、急ぐ理由と期日希望時期を記載した書面を申立ての際にいただければ、確約はできませんが善処するよう取り組んでいますので、御理解いただきますようお願いいたします。

第35回 東京弁護士会人権賞 受賞

崔 江以子さん

2020 年度人権賞受賞者の崔江以子（チェ・カンイジャ）さんにお話を伺いました。在日コリアン当事者として、メディアに顔と名前を出してヘイトスピーチ、ヘイトデモをはじめとする差別と戦ってきた崔さん。その活動は、全国で初めて罰則が付いた川崎市差別根絶条例の制定に繋がりました。ここに至る経緯と、活動の源泉となったものについてお聞きしました。

聞き手・構成：西川 達也



プロフィール◆チェ・カンイジャ 在日コリアンが多く暮らす川崎市桜本地区で在日三世として育ち、多文化共生の町づくりを目的として設置された「川崎市ふれあい館」に長年勤務。日本社会の差別に長年直面し苦しんできた高齢の在日コリアン一世や子どもたちをヘイトスピーチから守ろうと、自分の名前を公けにして様々な諸活動を先頭に立てて行ってきた。その活動は、2018 年の東京都人権条例及び国立市人権条例などの制定にも繋がり、2019 年 12 月には、日本で初めてヘイトスピーチに対し罰則を設けた条例である「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」に結実した。

—— 最初に、崔さんの勤務されている川崎市ふれあい館についてお聞きしたいと思います。

ふれあい館は、川崎市の条例*1で設置されている公的施設です。川崎市の中での民族差別の事実をしっかり見つめて、差別を解消して「ともに生きる地域社会の創造に寄与する」ことを目的として作られた施設です。年齢制限はなく、もちろん国籍制限もなく、地域の公共施設として市民の皆さんの居場所であったり、学びの場であったり、交流の場となっています。このような施設は、全国でもうちの川崎市ふれあい館だけです。

—— 2012年ごろから各地でヘイトスピーチ、ヘイトデモというものが行われ始めました。こうした動きに対してはどのように考えられていたのでしょうか。

2013年に川崎駅前ですべて初めてヘイトデモを見ました。ただただ怖かったですね。警察官に守られて、白昼堂々と「死ね」「殺せ」と叫ぶということに大変な恐怖を感じ、そのときは沈黙や回避という選択しかできませんでした。

—— 川崎市の臨海地域にある桜本地区で2015年11月8日にヘイトデモを行う、という予告がなされました。これは繁華街ではない、地域の生活の場にまでヘイトデモが入ってくるという予告でもあったのです。

予告されたコースには、私たちの職場や、在日コリアンの集住地域が含まれていました。私の家の前の道もコースに入っていました。

—— そのときのデモに対してはどのように感じられましたか。

多くの人が抗議した結果、デモ隊は桜本地区には入りませんでした。大変恐ろしいという気持ちでした。ふれあい館があって、多様性を豊かさとする「ともに生きる地域」というものができていた桜本にヘイトデモが突然やってきて、「死ね」「殺せ」「出ていけ」と叫ぶ。このことは、在日コリアン、マイノリティへの攻撃であるとともに、「ともに生きる地域」への攻撃でもあったと感じました。

—— デモのとき、警察は市民を守ってくれるどころか、デモ隊を守るような態勢だったそうですね。

デモ隊の叫んでいたのは、在日コリアンに対する差別表現、差別の煽動で、侮辱だったり、名誉毀損だったり、害悪の告知でしたが、道路使用許可を受けた合法的な表現活動として、予定に沿ったスムーズな運営のためという目的で警察が配置されていました。私たちを人権侵害から守るためという目的ではありません。むしろ、人権侵害に遭っている市民や、人権侵害を許さないと主張している市民を排除する、そういう対応でびっくりしました。

*1：川崎市ふれあい館条例

—— 当時中学生だったご長男は、ヘイトデモをする大人たちに「差別をやめるとともに生きよう」と伝えたいとおっしゃって、デモの現場に赴いたとお聞きしました。

息子は、デモをしている人たちは、事実誤認から出発していると思っていたんです。例えば「川崎には在日外国人の特権があって外国人が支配している」とか「外国人が優遇されている」とか。そういう事実の誤認があって、そこから偏見が生じているのであれば、真実を伝えれば大人だから理解をして、そんなひどいことはやめるのではないかと。

ところが、そうしたメッセージを発信する子どもに対して、デモの参加者は指をさして笑い、挑発する行為を繰り返し、ヘイトスピーチをぶつけ、抗議する子どもらは警察に制止をされる…。信じていたものが不正義にのみ込まれてしまう、そういうことに初めてぶつかって本当にショックを受けていましたね。

—— その後、同じ団体から2016年1月31日にもデモを行うとの予告がされましたが、ヘイトデモであることが明らかであるのに、行政機関はデモを不許可にはしてくれなかった。

はい。私たちは、1度目のデモを経験した後に、これは議論というようなものではなくて、一方的な加害と、圧倒的な被害の関係だと思いました。ですから、2度目の予告を受けて、行政機関に対し、あのデモが来れば必ず市民の安寧な生活が脅かされ人権侵害が生じて、その回復はとても難しい、だから事前に助けてほしい。デモ申請を受理せず、道路使用許可を出さず、公園の使用を許可しないしてほしい、という思いを届けました。しかし、根拠法がないから具体的な策を講じられないというのが、残念ながら2016年当時の川崎市の対応でした。

—— 息子さんが、川崎市長に手紙を書かれたというお話をお聞きしました。

彼の書いた手紙は、もしも学校で誰かがヘイトデモの人たちのようなことを言ったら、学校の先生は必ず注意をすと思います。ルールがないから注意ができませんなんて言わないし、表現の自由だから注意ができないなんて言わずに、絶対にそんなひどいことを言うてはいけないというふうに注意をしてくれると思います。市長さん、助けてください、というものでした。市長からの返信は、あのデモはたくさんの人を傷つけて大変残念だと言いつつも、だけど根拠法がないから、使用許可を出さないというような対応ができないというものでした。

—— その後、崔さんから法務局に、ヘイトデモの主催者に対する人権侵犯被害の申告をされたのですね。これはどのような思いだったのでしょうか。

私たちの地域で、多様性は豊かさだ、と育まれてきた子どもたちや、苦勞して朝鮮半島から海を渡って来ざるを得なかった在日1世の高齢者たちに、法律がないから仕方がないなんて説明はできませんでした。

ですから、法律がないのは分かったけれども、何とかデモが来ないようにできないか、と師岡康子弁護士にご相談をして、私たち夫婦と地域の在日1世のハルモニ（おばあさん）が当事者として名前を出し、2016年3月16日に法務局に人権侵犯被害申告をしました。

そして、国に対してヘイトスピーチの被害の救済を求めたことをメディアにむけて発信をしました。

—— 名前も顔も出して…

発信をして世論を動かそうとしました。それに共感して、ひどい、許せないというふうに応援してくれる声ももちろんありましたが、一方で、記者会見のあと、初めてインターネット上のいわゆる炎上というものを経験することになりました。「国に帰れ」とか「反日朝鮮女」とか「出ていけ」とか。

—— 同年3月22日には、参議院の法務委員会で参考人として話をされました。これはどのような経緯で崔さんにお話がきたのでしょうか。

当時、参議院の法務委員会で野党が提案した人種差別撤廃施策推進法案が審議されていました。日本中でヘイトデモがあり、川崎でも行われているという中でも、与党は、日本には法律で禁止するほどの深刻な差別はないという理由で法案に反対していました。

だったら参考人の意見聴取をやろうという流れの中で、たまたま少し前に私が人権侵犯被害申告をしていたということもあって、桜本の被害を話してほしいというお声掛けがありました。

—— 参考人として話をされたことについても、新聞などで写真入りで報道されましたね。

はい、勇気を奮い起こして決断しました。私は外国人で地方参政権も国政参政権ももちろんなくて、国会というのは名実ともに遠い場所ですし、国会の審議はインターネットでも中継がされていて、応援してくれる人だけが見るものではないですからね。

ただ、川崎が、桜本があんなひどい被害に遭って、私自身も大変な恐怖を覚えて、自分の子どもだってとても傷ついているのに、法律がないといって助けて

もらえない。法律の制定に向けて少しでも前進になるのであればと、届け、届けと思って話をしました。

—— 先ほど仰っていた、いわゆる炎上というようなネットでの書き込みもあったと思いますが、逆に報道されてよかったと思えたことはありませんか。

確信的にマイノリティに対する差別を行う人というのはごくごく一部なんですよね。大多数の人たちには、そこまでの憎悪やもちろん殺意などというものはありません。そうした、これまで自分には関係がないと思っていた、無関心だった層の人たちが、こんなひどいことは許せない、という思いを寄せてくれるようになりました。無関心で差別を野放しにしていた社会が、少しずつですけども、許せない、何とかしなければというふうに、成熟していくというか、耕されていくということが実感できました。

—— 3月に参議院で参考人としてお話をされたあと、5月24日には、いわゆるヘイトスピーチ解消法*2が成立して、6月3日には施行されました。すごく迅速な流れでしたね。

参考人としての意見陳述の1週間後に、法案に反対していた与党の議員も含めて、国会の参議院法務委員会が桜本に現地視察に来たんですよ。

私たちの街桜本を一緒に歩いて、商店街で被害を聞いて、桜本に暮らす在日1世の高齢者から被害を聞いて、子どもからも被害を聞いて、やっぱりこれは人として許せないという共感が、会派、党派を超えて実感できたんですね。その桜本視察から1週間後に、与党から野党案への対案として出されたのがあのヘイトスピーチ解消法です。

—— ヘイトスピーチ解消法が成立して、状況は変わったと感じられましたか。

解消法自体は、保護の対象が「適法に居住するもの」に限られていたり、あるいはヘイトスピーチを「禁止」と言っていなかったり、差別的言動が「許されない」だけで、具体的にどう許さないのかというのも曖昧であったりと課題はあります。

ただ、植民地支配の歴史から長い年月をかけて、ようやく差別を許さないということが日本の法律の中で宣言された、私たちの被害に対して、立法によって策が講じられたということは、大変心強かったですね。

—— 法律が制定されたことで、具体的な動きはありましたか。

理念法であり、実効性が弱いのではないかという懸念もありましたが、解消法ができて、すぐに実効性が示されていきました。

まず、法制定を受けて、施行の2日後に予定されていたヘイトデモに対して、川崎市長が公園の使用不許可の判断をしました。それから、横浜地方裁判所も、私たちの求めたふれあい館から半径500メートル以内のヘイトデモ禁止の仮処分の決定を、解消法を引いて示してくれました。

—— 一方で、ヘイトスピーチやヘイトデモだけでなく、先ほどお話があったように、SNSやブログなどでの、崔さんを対象とした差別的な書き込みという問題もありました。内容としてはどのようなものだったのでしょうか。

ともかく私にダメージを与えて黙らせようという意図で、「死んでほしい」とか、「いなくなれ」「消えろ」とか、あるいは「桜本を焦土にする」「反日朝鮮女は黙れ」とか。あとは容姿にかかわることであったり、子どもの名前を出されたり、もうありとあらゆる…。最初は数千件、数万件、数十万件、今はもう数百万件。増える一方ですね。

このことに対しても師岡康子弁護士を代理人として、法務局に人権侵犯被害申告をしました。その結果、これまで表現の自由への配慮で踏み切れなかったところを、国からの削除要請ということで削除をしてもらえるようになった運営会社もありました。しかし、全く削除に応じない運営会社もあります。

—— 息子さんに対する攻撃もあったのですね。

息子に対して、ブログで実名を挙げて、本当にひどい人を人とも思わない差別書き込みをした人を刑事告訴しました。現行法では差別が犯罪ではないので、侮辱とか脅迫とか名誉毀損とかに何とか当てはめて告訴するしかありません。ただ、侮辱罪の構成要件には一致しているかもしれないけど、一番傷ついているのは差別されたことなんです。息子の件も告訴をして有罪になりましたけれども、侮辱罪で9000円の科料。お金ではないですけども、余りにも被害に見合っていない。

その他にも削除請求や発信者情報の開示の裁判も行っていますが、時間や手間がかかる上に件数も多くて個人での対応は限界です。ここでも差別に対する適正なルールや、インターネット上の差別表現に対するルールが必要だと感じています。

*2：本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号）

—— インターネット上の書き込みに対する削除請求や発信者情報の開示は、時間や費用がかかることで諦めてしまう方も多いです。

私がネットの書き込みで傷ついて、差別による人権被害について発信することを諦めてしまったらレイシストの思うつぼですし、同じマイノリティの人たちに対して負のロールモデルになってしまいます。ささやかでも、少しずつでも前進して、社会がよくなっているんだ、この被害は放っておかれなかったんだと、こういう営みで少しは希望の光を照らせるかなと思っています。

—— 川崎市では、2017年11月、施設利用に関するガイドライン^{*3}が公表され、2019年12月には全国で初めて罰則付きの差別根絶条例^{*4}ができました。

差別を禁止する具体的で実効性のある策で助けてほしいというのが、私たちの一番最初の願いでした。私たちは「ヘイトスピーチを許さないかわさき市民ネットワーク」を結成し、学習会を重ねて、学びを力に川崎市に意見書を届けてきました。東京弁護士会の人種差別撤廃モデル条例案がとても参考になりました。私たちが意見書で求めたことが反映され、川崎市が、罰則付きの実効性のある差別根絶条例を提案して、それが保守派も含めた全会派一致で成立したことは本当に嬉しかったですね。

—— 2015年から約5年間でこれだけ大きく状況が動きました。崔さんのご尽力によるところも大きいと思います。崔さんをこれだけ突き動かしたのは何か、教えていただければと思います。

私自身が、自分が在日コリアンであるということを見つめることが苦しくて、在日コリアンであるということを経験者のときまで隠して生活をしていました。

しかし、高校生のときに、今自分が勤めているふれあい館に出会い、本名で生きる同世代の友人に出会い、そしてふれあい館での学びで、在日の戦後補償を求める裁判、国籍条項撤廃を求める市民活動に出会いました。不正義、理不尽に対して司法の場で闘う当事者やそれを支える弁護士さんや市民たちの姿を見て、自分に旧植民地出身者のルーツがあって、自分が在日コリアンであるということを見つめるきっかけとなりました。

—— その後、ふれあい館に勤務されることになったのですね。ふれあい館のある桜本地区では人権教育が活発で、

小さなころから自分の名前、民族名で成長していく。でも15歳の春に、中学校卒業を機に地域から外に出るときに、新しい名前をつくらざるを得ない子どもたちの姿に触れてきました。民族名だと差別をされるから、生きづらいから、日本の名前を新しく作って社会に出ていく。私は、ふれあい館で、そうした子どもたちの涙や苦しみに触れたり、あなたの名前は素敵だよという話をしながら、何とか支えられないかなと子どもたちと話をしてきました。ただ、あるときそうした子どもの1人から、自分が高校に行って川崎じゃない場所で差別をされたら、その度に来て助けてくれるのか、というふうに問われました。

それはできないですね。ずっと四六時中その子の近くにいて守ってあげることなんか到底できない。だから私は、そうやって名前を変えざるを得ない子どもたちに、私はふれあい館で一生懸命仕事をして、あなたが差別に遭ったときに、「差別はダメだ」と言ってくれる、間違っているよと言ってくれる仲間を増やすからねと約束をしたんです。

その約束を果たすべく、ふれあい館で啓発活動や社会教育講座の運営などをしてきましたけれども、社会はどんどん悪くなって、2010年代からヘイトスピーチなどの排外主義が広がった。でも、社会が悪いからって、約束は約束ですね。悪くなったのだから約束を守るためにもっと頑張らなければならなかった。子どもたちとの約束があったからです。

—— 今後の課題としてはどのようなことがあるのでしょうか。

ヘイトスピーチ解消法は、大きな一歩だったと思います。ただ、解消法ができて5年になりますけれども、5年たっても「解消」できていないんですね。許さないと言っているだけではやはり解消できないのと、インターネット上の差別的表現が野放しであることを含めて、包括的な差別禁止法が求められています。

今回、人権賞を頂いたのは、私1人に対してではなく、すべての差別を許さないために想い、考え、行動する市民や弁護士さんたちに向けてのエールだと思っています。日本で一番大きな弁護士会である東京弁護士会から表彰していただいたということは大変支えにもなりますし、こんな不正義やこんな差別のある社会を許さないよという共闘宣言だというふうに受け止めていますので、法律の専門家の皆さんとも力を合わせて、今日よりいい明日が実現できたらいいと思います。

* 3: 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律に基づく「公の施設」利用許可に関するガイドライン

* 4: 川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例

弁護士会が弁護士を 育てるということ

今年度、司法修習と研修を担当しています。少し前には司法研修所の民事弁護教官でしたので、その経験も踏まえて書いてみますと…。

法曹養成は弁護士養成

法曹の一生を研鑽の面からみると、法科大学院→(司法試験)→司法研修所→(法曹資格)→継続研修、となります。そのときどきで、各自が必要な研鑽を積み、よりよい法曹を目指すのは、弁護士も裁判官も検察官も同じでしょう。

しかしここで法曹資格者の9割近くは弁護士であるということは、もっと意識されてもいいと思います。法曹養成は、言ってみれば弁護士養成なのです。

この弁護士の養成に弁護士会がどう関わるべきなのか。

これは、教官のときからずっと考えてきたことです。私の感覚では、弁護教官たちは、懸命に同業のライバルを育てている健気な人たちです。裁判所も検察庁も、現在は、司法研修所では基礎的なことを教え、裁判官や検察官になった後の教育を重視するという姿勢を打ち出していると思いますが、私には、弁護士会にはどうもそういう総合戦略らしきものはないように思えます。教官たちは、膨大な知識をなんとか系統だって修習生に身につけさせようと躍起になり、弁護士会の人たちはそれが当然だと思い、「弁護士養成」という長い道のりの中核は司法研修所だと思っているフシがあります。

しかし、どうもそれは違う。法曹養成を線で考えれば、法科大学院と司法研修所の導入・集合修習と弁護士会が担う実務修習と、弁護士登録後の継続研修は、何をどこで学ぶのか共通のイメージを持ち、それぞれが連携しあって、より市民に信頼され、社会で重要な仕事をする弁護士を育てて行く必要があるのではないのでしょうか。

副会長 兼川 真紀 (48 期)

主な担当業務: 財務、会館、弁護士研修、司法修習、民暴、犯罪被害者支援、死刑廃止推進、厚生、紛争解決センター、図書館



弁護実務 修習計画シート

これらの研鑽に関わる人たちの中で、一番大変なのは(まあ教官も過酷ですが多少なりともお給金をいただいていますから)、実務修習の指導担当弁護士であり、司法修習委員であり、研修センターの委員だと思います。その見返りの薄さに、みんなが遠慮しがちになっていて、担当していただけるだけで有り難い、という雰囲気になっている気もします。

でもそれはこれまた違うような気がします。実務修習の個別指導担当弁護士には、2か月間の修習をぎゅっと濃縮したものにする工夫をお願いしたい。そのために、今年度から「弁護実務 修習計画シート」を提出していただいています。どういう記録を使って何を学ぶか、修習生が来る前に少し時間を使って計画を立てていただくものです。修習生は導入修習において、自分の課題を「導入修習チェックシート」でセルフチェックしていますから、それも踏まえて、修習生には自覚的に貪欲に修習してもらうことで修習の実がぐんと上がると期待しています。

個別指導担当弁護士に負担をかけすぎなのではないかという忖度がなかったわけではありませんが、素晴らしい修習を経験すれば、リーガルマインドを持った弁護士が生まれてくる、そう信じてご協力をお願いしています。

弁護士会を起点に 法曹養成を具体的な線に

副会長の任期も後半に入りますが、できることであれば、法曹養成を線で考えることを具体化できないかと考えています。法科大学院の実務家教員で、当会の会員は、今年度、なんと156名です。予備試験合格者が増えています。法科大学院はやはり贅沢な教育機関なのです。その大切な教育機関と司法修習、弁護士になってからの研修センターでの継続教育をひとつのつながりにしたいというのが、大それた私の夢です。弁護士が弁護士を育てるという弁護士会の重要な機能を果たすためにも、またがんばろうと思います。

2021年度 夏期合同研究

第1分科会

阿部恭子氏講演「犯罪加害者家族の現状と支援」

人権擁護委員会副委員長 佃 克彦 (45 期)

初日午前、阿部恭子氏による「犯罪加害者家族の現状と支援」と題する講演であった。演題は誤植ではない。阿部氏は、「犯罪“被”害者」ではなく「犯罪“加”害者」の家族の支援に取り組んでいる方である。

犯罪者が出ると、日本ではその家族にまで非難が及び、身内の犯罪によって家族が謝罪を迫られ、失職し、引越を余儀なくされ、あるいは自殺に追い込まれる例まである。非難の目以外にも、加害者家族は、「家族なのだから」「親なのだから」等のステレオタイプな価値観でその犯罪・犯罪者

と一蓮托生にされ、自分の人生を生きることが認められなくなる。阿部氏は、このような人たちのサポートをしているのである。

私たちは刑事弁護の過程で、被告人の家族を更生環境として期待しがちであるが、そのことが家族を追い込むことになりかねないことを目の当たりにした。阿部氏の活動の重要性と支援の拡充の必要性を知ることができた機会であった。

第2分科会

入管法改正案廃案に向けた弁護士活動について

外国人の権利に関する委員会副委員長 針ヶ谷 健志 (69 期)

本分科会では、当委員会の高橋清副委員長から、政府による入管法改正案（廃案）の問題点について、特に弁護士実務に関連する点の説明がなされた。

まず、難民認定手続について、補完的保護者と認定されるための独自の要件が設定されていることや、認定について裁量が認められる点が問題であるとの指摘があった。仮滞在については、対象者の範囲が狭いこと、送還停止効に例外を設ける点については、一定の場合には裁量の余地なく例外にあたる点が問題であるとの指摘がなされた。

次に、在留特別許可については、対象が限定されたことや、法定考慮要素が抽象的で消極要素が多いこと、手続上は口頭審理が廃止されたことが問題であるとの指摘がなされた。

そして、監理措置については、原則収容主義である点は現行と変わらないこと、現行の仮放免が抱える問題の解消ができていないことが指摘された。

質疑応答においては、収容者の処遇等についても意見交換がなされた。

第3分科会

SNSと法的留意点

新進会員活動委員会委員長 紙尾 浩道 (69 期)

当分科会では、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）が、インフラ化してきている現状に鑑みて、SNSにまつわる法的な留意点について、登録5年目までの弁護士による報告が行われた。

具体的には、3部構成で、第1部・第2部において、SNSやその周辺で起こりやすい実体法上の問題として、著作権・肖像権・商標権などの侵害類型及び名誉毀損・プライバシー権侵害についての解説がなされ、第3部において、手続面の問題として、任意に削除を求める方法や、法的な対処方法

としての削除請求・発信者情報開示請求の仕組みについての解説がなされた。

スマートフォンの普及によって、容易に剽窃や、誹謗中傷などが起こりやすい環境にあるところ、その限界事例を具体例や最新の裁判例を踏まえて解説し、また、SNSの任意対応窓口へのアクセス方法も含めた現実の解決手続の解説を行ったもので、突然この種の相談が舞い込んだ際の指針になったと思われる。

7月5日から8日の4日間に亘って、2021年度夏期合同研究が開催された。
本年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、Zoomを利用した完全オンライン開催となった。
19の分科会と全体討議が開催され、分科会はのべ742名、全体討議はのべ70名が参加した。

第4分科会

あなたの仕事に弁護士費用保険をプラス！ ～離婚・相続・会社事件・ネットトラブル・刑事事件も～

リーガル・アクセス・センター運営委員会委員 神永 矩誠 (64期)

弁護士費用保険の「イマ」を本分科会ではテーマとして挙げた。

最初に、「弁護士費用保険の現在」として、日弁連「弁護士白書」を引用し、2005年に93万件を数えた交通事故が現在では半数以下に減少したものの、弁護士費用特約の普及に伴い2005年の11,597件の訴訟件数が現在では3倍を超えるなど、事故件数の減少に反して訴訟件数が増えていることなどの検討をした。

次いで、「拡大分野の活用について」として、弁護士費用特約が交通事故の保険以外にも付帯をしていることや、交通

事故分野以外での弁護士費用特約の取り扱いなどについて検討をした。

加えて、「LACの悩みはこう解決しよう！」として、LACにおける基準の理解を深め、また、タイムチャージ方式の活用についての具体的な検討をし、弁護士費用特約の活用を検討を行った。

最後に、相談者などに保険の有無を確認することによって相談者の権利実現が可能になることにも言及をし、分科会を終えた。

第5分科会

政治分野のジェンダー平等について

性の平等に関する委員会委員 土屋 裕太 (66期)

本分科会では、辻村みよ子会員（東北大学名誉教授）及び参議院議員である打越さく良弁護士（新潟県弁護士会）の講演のあと、質疑応答を行った。

まず、辻村みよ子会員から、国際的にみて、日本は政治分野のジェンダー平等が遅れていることが指摘された。また、ポジティブ・アクションの正当化理由が「歴史的・構造的差別からの救済」から「多様性の確保による社会的効用」にシフトしてきている国際的潮流や、ポジティブ・アクションを違法とする判決がなされた場合でも法改正又は憲法改正

を行うことで取組みを進めた諸外国の例についても報告された。

続いて、打越さく良弁護士から、性別による差別問題等に取り組む同弁護士が国会議員に立候補した経緯や、選挙戦の様子、国会議員としての活動などについて、体験談を交えた説明があった。

質疑応答においては、選択的夫婦別姓、女性議員に対するセクハラ問題など、今後のジェンダー平等への取組みに関して、活発な意見交換がなされた。

第6分科会

難しい法律相談・接見への対処法

公設事務所運営特別委員会委員 芝崎 勇介 (66期)

対応困難なクライアントに出逢うことがある。背景には、精神疾患やパーソナリティ障害があることも多い。そんな方々の相談・依頼は断ればよい。それも一つの道だ。しかし、困難な特性を容易く見抜けないこともある。困難な特性を抱えていても、いや抱えているからこそ、法律家が援助すべき場面も少なくない。

公設事務所の弁護士は、対応困難な方々の事件を比較的多く扱ってきた。そこから学んだ知恵の一端を会員に共有しようと編まれたのが本分科会のプログラムである。

臨床心理士・公認心理師・元弁護士の岡田裕子氏からは、パーソナリティ障害の知識と対応方法のさわりが語られた。関係の構造化・人ではなく事件への焦点化といった技法は、明日からの法律相談に応用可能である。谷口太規、酒田芳人両会員、筆者を交えた対談では、それらの技法が実際のケースで有効な処方箋となり得ることが示された。

パブリックの成果を会員に還元する場になっていたら、うれしい。

第7分科会

死因究明制度の概要とその問題点

刑事法対策特別委員会委員長 長谷川 純 (35 期)

龍谷大学福島至名誉教授をお招きし、マイナーな分野であるが「死因究明制度の概要と問題点」について以下のような報告をしていただき、その後、質疑討論等を行った。

イングランドでは自然死と非自然死に死因を分け、非自然死について広く検死審問が行われ、その定義も明確である。しかし、日本では異状死と非異状死に分けられ、その定義があいまいであり、異状死についてしか死因究明を行わず、しかも異状死か否かを警察官が判断するので、死因究明がなされない場合がある。日本では解剖の形態として、司法解剖、

行政解剖、調査法解剖、承諾解剖があるが、解剖率も極めて低く、マンパワーも弱い。これらの結果、適正かつ精確な死因究明が達成できていない。死因究明制度は基礎的な人権保障制度の一つであり、より充実することが求められると共に、弁護士との関与の強化が望まれる。

第8分科会

モニターって、何？—裁判官の職務情報収集モニター制度の意義と役割—

裁判官の職務情報提供推進委員会委員長 茜ヶ久保 重仁 (52 期)

知名度が高いとはいえない裁判官の職務情報収集モニター制度について、その意義と役割を周知すべく、同制度全体に関する疑問や意見を頂くとともに、モニター経験のある会員や元裁判官の会員からもご意見を頂いた。

まず、委員会の説明とモニター制度の簡単な説明を行い、つぎに出席者の中から報告をされたことのある方に簡単に報告に至った経緯などを聞いた。

元裁判官の会員からは、報告書の内容を絶対に対象裁判官に見せることはないことなどを説明していただいた。

また、出席者にこの報告制度に関する意見をお聞きしたと

ころ「制度周知が不足」「提出したことが裁判所にとって役に立ったのかが、反応がないのでわからない」「効果が不明」等の意見が出され、報告自体に積極的な会員でも自分が報告書を提出したことでのどのような効果が出たのかが分からないという点にかなり不満があるように感じられた。

また、当委員会の委員から、他の弁護士会で自発的に取り組んでいる裁判官アンケートの説明もさせていただいた。

分科会で出た意見をもとに、さらに裁判官の職務情報の収集や提供を活発化する方策を検討していきたいと考えている。

第9分科会

刑事裁判の現場に心理学の知見を活かす

千葉県弁護士会会員・元当会刑事弁護委員会委員 坪内 清久 (69 期)

刑事弁護委員会主催の上記分科会では、立命館大学総合心理学部の若林宏輔准教授を招いて、①心理学の活用法、②刑事裁判に心理学をどのように活かすかといった講義ののち、③刑事弁護委員会委員とのパネルディスカッションが行われた。

①については「個別事例における当事者の心的状態の評価・記述」、「心理学の知見を法律・制度に応用していくこと」、「供述心理鑑定や情状鑑定での活用」などが紹介された。

②の観点からは、具体例として、取調DVDの上映方法によって任意性判断が異なり得ること、いわゆるバイアスが判断者にあることを前提に、説得的な弁論をすべく心理学の知見を用いることなどが提案された。

③では、法廷でのマスク問題、各証人尋問等に対する心理学の知見を用いた対応策などについて議論がされた。

民事・刑事事件問わず適正な事実認定を行うためにも、心理に対する理解は不可欠である、と感じさせる分科会であった。

第10分科会

労使双方の視点で考える同一労働同一賃金

～最高裁5判決を経た今、非正規社員の待遇をどうすべきか?～

労働法制特別委員会委員 友成 実 (59 期)

当委員会は、非正規社員の同一労働同一賃金について、古椎庸文委員による企画説明に続き、4つのパートに分けて発表した。

まず、吉岡剛委員から、①賞与・退職金について、大阪医科薬科大学事件、メトロコマース事件を踏まえて、チェックリスト等を示しながら必要な実務対応を説明した。

次に、仲野裕美委員と筆者から、②基本給について、賃金制度ごとのガイドラインの定め、裁判例、待遇差の説明方法・準備等を、Q&Aを用いて説明した。

続いて、森田梨沙委員、山崎貴広委員、山田聡子委員から、③諸手当・福利厚生について、日本郵便3判決やその他の裁判例をまとめた上で、労使の視点からの確認・検討のポイントを説明した。

最後に、伊村健二郎委員、野田広大委員、加藤平一郎委員から、④定年後再雇用について、長澤運輸事件、名古屋自動車学校事件など6件の裁判例を対比・分析した上で、高年齢者雇用安定法との関係を踏まえた実務対応を説明した。

第11分科会

インターネット上の誹謗・中傷に対する対応と法律事務所のサイバーセキュリティマニュアルについて

弁護士業務妨害対策特別委員会事務局次長 清水 佳代子 (68 期)

前半では、当委員会の斎藤悠貴委員よりインターネットを使用した近時の弁護士業務妨害の動向・態様について説明した。インターネットによる業務妨害形態が多様化して被害も広がりを見せている中、様々な事案への具体的な対応・対策をメリット・デメリットに言及しつつ解説した。

後半は、北條孝佳委員が、昨今のサイバー攻撃についての報告を行った。近時のサイバー攻撃は高度化・複雑化しており、誰もがサイバー攻撃に遭い得ることを意識する必要性を説いた。サイバー攻撃によって弁護士や顧客等が保有して

いる重要なデータが漏洩する事態が生じることがないように、サイバー攻撃の手法を把握した上で、被害の予防・回避策を講じることの重要性を説明した。

当委員会にもインターネットを使用した弁護士業務妨害の支援要請が増加しているところ、本分科会での報告は、そのような弁護士業務妨害に対する理解を深め、被害の予防・拡大防止に直結する内容であった。

第12分科会

敵基地攻撃能力の保有について

憲法問題対策センター憲法改正問題対応部会部会長 中本 源太郎 (28 期)

約20名の参加で「武器取引反対ネットワーク」代表の杉原浩司さんから、急ピッチで進む敵基地攻撃能力の保有を巡る情勢やその狙いを武器取引・開発等の視点から詳細に語っていただいた。軍事費が膨張し、憲法9条を持つわが国で公然と進む武器輸出と敵基地攻撃能力保有（戦略爆撃機F35の爆買い、護衛艦の空母化、ミサイルの射程の延伸等々）による自衛隊の攻撃軍化が進行している、米軍の太平洋抑止構想のもと、わが国南西諸島が米中限定ミサイル戦争の舞台になる恐れが強まり、憲法による戦力

統制が効かなくなると危惧される、しかし、マスコミ報道も野党の追及も弱い、やはり、反対運動の可視化、南西諸島の基地建設反対運動との連帯、武器開発企業などへの働きかけが大切である、抑止力論の欺瞞性を認識し、相手に脅威を与えない専守防衛こそが平和と安全達成の上で現実的である、と話された。今後さらに議論を深めてゆきたい。

第13分科会

これだけは押さえておきたい 民法・不動産登記法改正

法制委員会研修員 三宅 恵美子 (73 期)

第13分科会では、昨今大きな改正の続く民事法のうち、物権法に焦点を当てた。その狙いは、所有者不明土地問題に端を発し、不動産登記法と併せ制度整備がなされた物権法の趣旨及び改正のポイントを少しでもわかりやすく解説することで、会員の皆様と疑問点及び今後の課題を共有し、議論を重ねる一助となればということにある。

総論「民法・不動産登記法の改正等」（廣畑牧人委員長）に続き、前半は各論1：所有者不明土地の発生予防として、「不動産登記法改正」（横山宗祐委員、吉直達法委員）、「相

続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」（前田昌代委員、吉見洋人委員）について、後半は、各論2：所有者不明土地利用円滑化として、「新しい管理制度」（岩田真由美委員）、「遺産分割に関する見直し」（岩田修一委員、筆者）、「共有制度の見直し」（稲村晃伸委員、角田智美委員）についてそれぞれ発表した。

本動画は当委員会ブログにて半永久的に公開されている*。興味を添えるべく四角四面の殻を破って各自創意工夫を重ねた各委員の奮闘振りも、併せてご覧いただければ幸いである。

*会員サイト・法制委員会ブログ https://www.toben.or.jp/members/iinkai/housei/plan/post_8.html

第14分科会

インハウスによる外部弁護士の選び方（選ばれる外部弁護士とは?）

弁護士業務改革委員会委員長 大塚 康貴 (58 期)

当会の会員の約1割はインハウスロイヤーであり、その需要は年々高まっている一方で、インハウスが増えたと社内で完結してしまい、外部弁護士の需要が減ってしまうのではないか、という声を聴くことがある。

そこで、本分科会では①外部弁護士への依頼案件、②外部弁護士への期待、③外部弁護士との関係性の構築、④新規の弁護士を起用する案件・タイミング、⑤新規の弁護士の起用方法（見つけ方）をテーマに、当委員会のインハウス部会に所属するインハウス及びインハウス経験者のパネリストによるパネルディスカッションを行った。

パネリストからの意見を一部紹介すると、インハウスが増えればそれだけ企業における法的問題の洗い出しが行われ、その分外部弁護士への発注も増えるのであり、決して外部弁護士の需要の減少に結び付くものではないという意見が出された。また、インハウスを経験することで外部弁護士に期待されていることが鮮明になり、他方で、外部弁護士の経験者がインハウスになることでよりの確な外部弁護士の選任が可能となるという意見があり、インハウスを経験することは、今後のキャリアアップにも繋がっていくと考える次第である。

第15分科会

①日本人弁護士のミャンマー駐在レポート ②シカゴ弁護士会共催セミナー報告 ～AI及び将来の司法制度～

国際委員会副委員長 三好 慶 (60 期)

当委員会では、①日本人弁護士のミャンマー駐在レポート、②シカゴ弁護士会共催セミナー報告の2テーマを取り扱った。

まず、①については、坂田吉加幹事より、ミャンマーの歴史、市民生活、法制度等について、ヤンゴン駐在経験を踏まえた説明がなされるとともに、クーデターの背景、軍への抗議活動を行った市民等への人権侵害や、弁護人への弾圧等についても、説明がなされた。

また、会員外ゲストからも、ミャンマーの地方における実

情や課題及びこれに対する対策や活動につき、詳細な説明があった。

質疑応答においても、軍が国民に銃口を向けることの意味、弁護士として為すべきこと等、積極的な質問が寄せられ、ミャンマーの人権や民主主義についての関心の高さが窺えた。

次に、②については、光野真純副委員長より、本年2月25日に開催された当会とシカゴ弁護士会との共催セミナーにおける、AIや将来の司法制度に関する発表内容についての報告がなされた。

第16分科会

裁判手続等のIT化・我が国の本人訴訟サポート体制のあり方を考える

民事司法改革実現本部事務局長 高梨 滋雄 (60 期)

我が国の裁判手続等のIT化が、着実に進んでいるが、これから問題になってくるのがIT化された裁判手続について本人訴訟ができるようにするための本人サポート体制をどのように確立していくかである。この本人サポートについては、民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議等において弁護士、弁護士会が大きな役割を果たすことが期待されていることから、そのあり方を考えることをテーマとした。まず、当本部の事務局から、アメリカ・ニューヨーク州、イギリス・イングランド・ウェールズ、シ

ンガポール、韓国における本人サポート体制について報告がなされ、次に国内では司法書士会が、本人サポートに積極的な姿勢を見せていることの報告がなされた。これらの報告を踏まえて参加者からさまざまな意見が出され活発な議論がなされた。参加者の一人である斎藤義房会員から「裁判所、弁護士会などの関係者が、本人サポートの確立に向けた役割分担について議論することが必要」との指摘があり、それが本分科会における議論の到達点となった。

第17分科会

初心者向け不法行為に基づく損害賠償の実務

不法行為法研究部事務局長 伊豆 隆義 (40 期)

不法行為に基づく損害賠償請求の要件事実のうち、過失を基礎づける事実について、事例研究を行った。

検討したのは、次の事案である。

- ① **肝細胞がん事件**（最判平成11・2・25民集53巻2号235頁 肝硬変に罹患した男性患者につき、十分な検査をせず、肝臓がんの発見が遅れて死亡した事案の医師の過失）
- ② **自転車事故での過失**（大阪高判平成23・8・26判タ1387号257頁を元に作成した事案で、子供を抱きかか

えた人に自転車で衝突し、子供を落下させて死亡させた自転車運転者の過失）

- ③ **アイスクリーム転倒事件**（岡山地判平成25・3・14判時2196号99頁 アイスクリーム売場前の通路にアイスクリームが落ちて滑りやすい状態の中、足を滑らせて転倒、右大腿骨顆上骨折及び第二腰椎圧迫骨折の傷害を負った事案のアイスクリーム店の過失）

いずれも、オブザーバーの花本広志・獨協大学教授の出題。

第18分科会

いま弁護士の数は足りているのか!? 余っているのか!? ～客観的なデータや根拠に基づく法曹人口問題の検証

司法改革総合センター事務局次長 枝廣 恭子 (62 期)

冒頭に、当センターの奥国範副委員長が、法曹人口問題に関する議論の背景、および検討経過を説明した。

続いて、日弁連法曹人口検証本部委員である谷真人、彦坂浩一、鉦竹昌利の各会員が、本部での議論状況を、3つの論点に沿って報告した。業務量・求人数については、客観的なデータを示しつつ、弁護士人口が現実の法的需要を充たしているかとの点に関する様々な意見が紹介された。司法基盤整備の状況については、訴訟外業務の拡大や企業内・組織内弁護士の増加等、弁護士の活動領域の拡大、

多様化が認められることを前提に、司法試験合格者の減員の是非を議論していると述べた。法曹の質については、そもそも「質」とは何か、何をもって質を測るのか、質が低下したと言えるのか等、様々な意見が呈されていることの報告があった。

意見交換の時間では、幅広い期の参加者からの質問や意見をもとに議論がなされ、法曹人口をめぐる問題意識が共有された。

第19分科会

意思決定支援

高齢者・障害者の権利に関する特別委員会研修員 丸山 智史 (73期)

令和2年10月30日、「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」が策定されたことに伴い、本分科会では、「意思決定支援」に関する研究発表を行った。

第1部では、土肥尚子委員から、「成年後見の今」として、成年後見を巡る状況や意思決定支援にとって最も重要な理念である「本人の意思の尊重」、「チームによる支援」に関する発表が行われた。

第2部では、野口敏彦委員から本ガイドラインの趣旨・目的、基本原則等に関する解説が行われた。

第3部では、第2部で解説を行った野口敏彦委員を司会として、小池知子委員、丸山智史研修員から「事例検討」として、実際の事案を用いた本ガイドラインの考え方、実践方法に関する発表が行われた。

第4部では、「講評」として、富永忠祐委員から「成年後見制度」から「意思決定支援制度」に移行する上での今後の課題や注意点等に関する解説が行われた。

今後、後見事務が意思決定支援に移行するにあたって、意思決定支援の理解を深めることができ、大変有益な発表であった。

全体討議

SDGs・ビジネスと人権に関する指導原則～中小企業経営と弁護士業務への活かし方～

中小企業法律支援センター委員・SDGs PT メンバー 大原 宏晶 (71期)

1 本討議の目的

国連における「ビジネスと人権に関する指導原則」(以下「指導原則」)の承認及び「持続可能な開発目標」(以下「SDGs」)採択、日本政府における「ビジネスと人権」に関する行動計画策定といった流れにより、弁護士は、顧問先企業における人権問題にとどまらず、バリューチェーン全体に関わるステークホルダーの人権への影響評価と対応、取組状況の開示と対話に対するサポート等が求められることとなった。

本全体討議では、このような背景の下、実務的視点から、指導原則・SDGsに関して弁護士がどのように関与していくことができるのか理解することを目的とし、基本的知識や有益な情報を提供することとした。(総司会：当PT副座長上芝直史委員)

2 第一部(総論)

第一部では、日弁連国際人権問題委員会幹事等で活躍されている佐藤暁子会員より、「SDGsとビジネスと人権～概論～」との題で、SDGsとは何か、指導原則とは何かという基本的知識に加え、日本における人権課題や人権リスクと経営リスクの関連性、今後重要性が増す分野として、テクノロジー、気候変動と人権といった分野についても解説いただいた。人権リスクに対処しない、取り組まないことが、企業にとって、業務、法務、レピュテーション、財務といった面でリスクに繋がること、そのため、人権の主体を中心に据えた取り組みが重要であるといった、企業の顧問業務を担っていく上で重要な視点を共有いただいた。

3 第二部(パネルディスカッション)

当PTの角田智美委員が司会、高橋大祐弁護士(第一東京弁護士会)、佐藤暁子会員、当PT座長湊信明委員に、具体的事例3つ(当PT副座長馬場宏平委員ら作成)を用いて、指導原則に関する問題点やSDGsとの関連性、弁護士としての対応方法等について、具体的に議論いただいた。

高橋弁護士には、指導原則の基本的知識を踏まえた問題分析、解決方法、現状の課題等につきお話しいただいた。また、佐藤会員には、ソーシャルセクター側の視点から、問題の分析、対処方法につき言及いただき、湊委員からは、中小企業法務を担う弁護士の視点から、中小企業経営者の悩み等を踏まえた解説を頂いた。

議論の中では、人権リスクを企業のリスクと捉えるのではなく、人権主体のリスクと捉え、まずは、誰のどのような人権が侵害されているのかを分析した上で、企業、その顧問弁護士がどのように対応すべきか、自身の立場でどのように人権救済を図っていくかを考えることが大切である等との言及があり、今後、弁護士に求められることに関し、非常に参考となる議論が行われた。

4 まとめ

本全体討議にご参加いただいた会員の皆様が、本全体討議をきっかけ、参考にいただき、指導原則・SDGsに積極的に取り組み、「オール東弁」での組織力を活かすなど、弁護士の活躍の場を拡げるような活動がなされることを期待するとともに、会員一人一人の行動活動がひいては、「誰ひとり取り残さない」社会、「well-being」な社会の実現につながっていくことを期待したい。

三会公益通報者保護協議会シンポジウム

「改正公益通報者保護法に基づく実務対応～通報対応・体制整備はこう行う!～」報告

公益通報者保護特別委員会委員 村山 世志彦 (71 期)

1 シンポジウム概要

本年1月26日、Zoom開催の方法により標記のシンポジウムが開催された。

本シンポジウムは、2020年6月に成立した改正公益通報者保護法をテーマとするものである。第一部の基調講演では、消費者庁消費者制度課企画官の神田哲也氏から改正法の概略等についてご講演いただくとともに、公益通報者保護法に基づく指針等に関する検討会委員の林尚美弁護士（大阪弁護士会）から、同検討会における検討状況等についてご紹介をいただいた。

続く第二部では、通報者及び企業担当者の視点から、第35回東洋人権賞受賞者である濱田正晴氏（シンポジウム開催当時オリンパス株式会社に所属）、LINE株式会社コンプライアンス・ブランド管理室室長の八代峰樹氏、及び東急不動産ホールディングス株式会社グループ法務部統括部長の川崎菜穂子会員をパネリストに迎え、法改正への実務対応についてパネルディスカッションが行われた。

なお、本シンポジウム（特に第一部）の詳細な内容については、当会のウェブサイト（https://www.toben.or.jp/know/iinkai/koueki/houkoku/post_18.html）に反訳・配付資料が掲載されているので是非ご参照いただきたい。

2 第一部：基調講演

(1) 「改正法概説・改正法施行に向けた消費者庁の検討・準備状況」（神田氏）

今般の改正の目的を大きく3つ（①内部・②外部通報制度それぞれの実効性向上、及び③通報者の保護拡充）に整理した上で、各事項について具体的な解説がなされた。

(2) 「改正法の評価・法改正を受けて事業者期待されること」（林弁護士）

改正法に関する内部通報体制整備義務の具体的な内容を定める指針について、消費者庁の検討会での検討状況の紹介、個別論点の具体的な解説及び今後の検討課題の指摘がなされた。

3 第二部：パネルディスカッション

(1) 改正法について

まず、今般の法改正をどのように受け止めたか、3名のパネリストそれぞれから発言があった。3名とも共通して、通報対応業務従事者の守秘義務違反に対する刑事罰創設への実務対応に関する関心の高さと悩みに関する指摘があった。

(2) 公益通報対応業務従事者の職務、体制整備義務の履行方法について

ア 体制例の紹介

次に、八代氏及び川崎会員から、所属会社における先進的な内部通報制度の概要、制度設計上及び運用上工夫している点の紹介があった。濱田氏からは、守秘義務を担保しつつ実効性のある調査対応を実現することが重要である旨の指摘があった。

イ 設例への対応についての議論

続いて、守秘義務に関する具体的な設例をもとに、通報者及び通報を担当する企業担当者それぞれの立場から、調査の手順、被通報者に対するヒアリング、匿名通報への対応等について、特に留意すべき点をめぐり様々な指摘と議論がなされた。

(3) 認証制度について

最後に、内部通報制度認証（WCMS認証）取得の利点やハードル等について、八代氏から実感を語っていただいた。川崎会員からは、認証取得に至らずとも、緻密に作られた審査基準それ自体を参酌し、社内体制整備に活用し得る旨の指摘があった。

4 シンポジウムを終えて

本シンポジウムは、今般の改正について、多彩な立場の登壇者からお話を伺うことができる非常に貴重な機会であった。

なお、本シンポジウム後、前記2(2)の指針の案が公表され、本稿執筆時点で、パブリックコメント応募の手続が終了した段階である。今後さらに、指針に沿った具体的な対応における考え方等を示す「指針の解説」の作成・公表が予定されていることから、引き続き、動向を注視していきたい。

憲法問題対策センター連載

憲法判例ができるまで ～判決文に書かれない弁護士の努力と工夫～

連載にあたって

広く世間の耳目を集める社会問題について、その解決のために憲法訴訟が提起されることが多い。その訴訟の過程で、弁護士たちは尋常ではない努力や工夫を重ね、支援者や世論も喚起しながら我が国の人権状況の改善のために奮闘している。しかし、その判決文をめぐって多くの評釈がなされることはあっても、その判例が出されるに至った過程で払われた弁護士の血の滲むような努力や画期的な工夫は、意外に知られていない。

そこで、憲法が保障する人権の実現に関わるいくつかの判例について、それらが生み出されるまでの課題や悩み、努力と工夫等について、実際にその訴訟に関わった当会会員に執筆いただくこととした。リアルな弁護士の活動状況は、憲法問題についての理論的分析や解説とは違い、社会正義の実現と基本的人権の擁護を使命とする弁護士の在り方として多くの示唆に富み、私たちの日々の弁護士の活動を省みる機会となるのではないだろうか。

憲法問題対策センター

第1回 ハンセン病療養所での検証 — 新人弁護士の経験 —

東京三弁護士会ハンセン病問題協議会委員 上野 格 (51 期)

「今、私はここを去りがたい思いでいます。このことは私も忘れることはありません」。2000年3月8日、A裁判長は、群馬県草津町の栗生楽泉園正門前で、くりうらくせんえん 検証手続を終えて園を離れるに際して、検証手続の参加者全員に語りかけた。

1999年3月に東京地裁へ東日本ハンセン病国家賠償請求訴訟が提訴されてから1年が経とうとしていた（らい予防法違憲国家賠償請求訴訟）。先行して1998年7月に熊本地裁に提訴していた、西日本訴訟の原告・弁護団は、「石にかじりついても3年で解決」を方針とし、審理を進めていた。

東日本原告・弁護団は、主張書面のやり取りが続く審理の中で、訴えが十分に裁判官に届いていないのではないかと感じていた。裁判官の心証を大きく動かさないと、長く続いた国の政策や国会の無策を違憲とする判決を期待することはできない。

原告・弁護団は、東京地裁の裁判官に、原告らが受けた被害の実態を見てもらうため、ハンセン病療養所である栗生楽泉園での検証を申立てた。弁護

団の先輩の野間啓会員が検証対策の主任となり、私が補佐を命じられ、半年前から何度も楽泉園に通い、群馬県の弁護団の皆さんとともに、説明ポイント、コース、時間割、説明の台本を練り上げた。

検証では、過去の被害実態を示す、園内に残っている建物や遺構をくまなく回った。監禁所跡、火葬場跡、納骨堂、教会や寺、保育所跡、小学校跡、患者の旧宿舍、そして重監房跡…。園内には、患者を一生隔離するための施設が揃っていた。監禁所は、療養所の各園に一つあり、園の監督に従わない者、逃げ出した者を園の裁量で懲罰していた。楽泉園の重監房は、さらに重い懲罰を科すために設けられた全国唯一の施設だった。

検証は園外でも行った。1949年まで、楽泉園で使用する炭俵は、患者達が運び上げることを強制されていた。真冬でも、動ける患者は皆動員され、10km離れた炭の集積所から、高低差280mを登り、重さ15kgの炭俵を1人2～3俵、園まで担ぎ上げていたのである。患者の世話も含め、園内のことは全

て患者に担わされていた。「療養所」とは名ばかりで、予算も医療もなく、強制労働が続き、患者は労働により後遺症を発症・悪化させていった。患者の退所は認められず、終生の絶対隔離を強いられた。戦後の特効薬の開発によりハンセン病は完治する病気となったが、隔離政策は続いた。1950年代以降は「軽快退所」が例外的に認められたが、国の隔離政策によって強固な差別と偏見が社会に定着しており、回復者が社会で生活することはできなかった。療養所の在園者は、全員がハンセン病自体は治癒した回復者であり、後遺症による障害が残る身体障害者である。しかし、回復者は園内で生活し、園内で亡くなり、園内で火葬され、園内の納骨堂に入るしかなかった。あらゆる自由と権利と故郷と家族と将来を奪われ、人間の尊厳を奪われ、無価値なものとして扱われる人生を、国は強いてきたのだ。

強制労働の過酷さを示すため、尾根筋にある楽泉園に登っていく、実際に患者が歩いていた山道を検証場所に選び、炭俵と背負子を用意した。事前に私も試しに担いでみたが、背負うのがやっとだった。「これで山道を登ったって?」。私もやはり、頭でしか理解していなかった。いや、理解さえしていなかったのだ。

検証では、急な斜面に細く続く山道を前に、原告の鈴木幸次さんが「炭背負い」の説明をした。足を踏み外したら、炭ごと谷底まで転げ落ちそうな細い山道だった。説明が終わると、私は言った。「裁判長、ここに当時の炭俵と背負子を用意しました。どうぞ、背負って、歩いて登ってみてください」。国側代理人がすかさず「何を言っているんだ。そんなこと認められるわけがない」と抗議し、弁護団は「検証は五感でするものだ。何がおかしい」と反論した。裁判長は「いや…それは…」と硬直していた。緊迫した空気の中、誰もが黙ったとき、鈴木さんがポツリと言った。「それでは、私が登りましょう」と、炭俵と背負子をスッと背負い、スタスタと山道を登っていったのである。私たちは呆気にとられて見ていた。そんなことは「台本」になかったから。鈴木さ

んは検証時に76歳だったが、軽々とやってみせることで、正に炭背負いが患者の日常だったことを示したのである。裁判長が血相を変えて追いつがり、「鈴木さん、わかりましたから! もうわかりましたから!」と必死に止めて、鈴木さんはやっと立ち止まった。

鈴木さん達原告の説明と私は、裁判官に確かに伝わった。それで裁判長が、検証手続の最後に「話したいことがある」と言い、文頭で紹介した発言をしたのだと思う。瀬戸内訴訟（岡山地裁）では、長島愛生園での検証で、裁判官は食事運びの再現として用意されたバケツを持ち、「これは重いな…」と言ったという。西日本訴訟の出張尋問では、離島にある大島青松園への渡し船に乗り、裁判官は「本当に隔離されているんですね」と顔色を変えたという。裁判官に実態を伝えることが、どうしても必要なのだと思う。

その後、東京地裁の審理は専門家証人、原告証人、国側3証人の尋問と進み、原告団・弁護団は裁判官の心証の変化を感じていた。2000年12月下旬の進行協議で、弁護団はA裁判長に「来年4月の異動の予定はないですね」と聞いた。A裁判長は、「その予定はありません。私が判決まで担当すると思います」と断言していた。国側代理人は、顔をしかめていたように思う。しかし、翌2001年1月6日付けで、A裁判長は法務省人権擁護局長に異動を命じられた。何があったのか、今もわからない。

その4か月後、熊本地裁で原告全面勝訴の判決が出された（熊本地判平13.5.11 判時1748.30）。全国三訴訟の原告が勝ち取った判決だったと思う。原告らの訴えと、圧倒的な世論に押され、国は控訴を断念し、熊本地裁判決が確定した。東京地裁の東日本訴訟は、熊本判決の基準に従い、和解により終了した。栗生楽泉園での検証手続は、判決には反映されなかった。しかし、確かに検証により裁判官の心証は変わったと思える。そんな経験を伝えたいと思い、弁護団の末席を汚していた者ではあるが、僭越ながら筆を執った。



寺町 東子 会員 (46期)

第2回 時間と場所にとらわれない働き方を実現している例

本企画は、ワークライフバランスを実現する取り組みを行っている法律事務所の経営者弁護士に、取り組みについてインタビューをするシリーズ企画の第2回目です。

今回は、ITツールなどを駆使して、時間と場所にとらわれない働き方を実現されている、寺町東子会員（当本部委員、46期）に伺いました。

男女共同参画推進本部委員 木村 佐知子 (67期)

——今の事務所の開設までの経緯について教えてください。

医療事件の患者側事務所でイソ弁5年、同期と3人で6年、都市型公設で5年余、過疎地派遣の法人事務所を作り、解散まで8年余、2019年1月に現在の弁護士1人、事務職員1人の事務所に落ち着きました。

——寺町会員が仰る「時間と場所にとらわれない」働き方、というのはどのようなものですか。

仕事を、いつでも、どこでもできる体制作りのことです。2000年頃、第2子の出産を機に自宅にも仕事場を作って、複合機を設置し、そこから徐々に、FAXがメールで送られるサービスに加入し、事件記録を全てPDFにして外から事務所のサーバーにアクセスできるようにするなど、記録の重量と場所的制約から自由になるための機材やシステムには相当お金を使いました。現在は、クラウドを使って、費用も抑えています。相談申込はHP上のメールフォーム経由に集約し、面談もWEB会議が主流になり、場所的拘束性はかなり下がりましたね。今は固定電話*と郵便物だけです。ここは事務職員の力を借りています。（※私は好みじゃありませんが電話転送サービスもあります）

依頼者との関係では、メールも時間指定送信機能を使い、深夜や休日の作業を見せないようにしています。

——「時間と場所にとらわれない」働き方を追求されてきた、きっかけは何ですか。

3人子どもがいます。「ケア労働」という言葉がありますが、ケアは対象者との直接対面の対応が必要なものであり、どうしても時間と場所に拘束されます。子育ては、まさにケア労働です。

私自身は、子どもの重大事故の事件に関わってきたことから、自分の子どものケアは極力他人に任せたくないと思っています。子どもの食事・登園登校・寝かしつけまでの生活時間をコアタイムとして、そこは動かせないことを前提に、夫とも協力しながら、一日24時間をフレキシブルに家庭と仕事とその他に割り振れるように環境を整えてきました。

業務上出張も相当ありますが、移動時間を荷物を増やさずに有効活用したい、と切実に思ったということもあります。

——ワークライフバランスとの関係で個人事業主という立場をどう考えますか。

子育てが大変だった時期も充実して仕事をすることができました。保護者会などの子どもの行事も、基本的に行かなかったことはありません。弁護士として何物にも縛られずに自分の信じるところに従って生きられる価値も実感しています。

プライベート、プロボノ活動、お金をもらう仕事（経済基盤）の3つの要素を自分のベストな割合で追求できる場所は、時間をコントロールできる個人事業主の醍醐味だと思います。

——個人の顧客の多い弁護士として事務所を経営するためには営業力が必要ではないかと思いますが、どのような努力をしていますか。

一つは経済的にペイする得意分野を持つこと。私で言えば、人身損害賠償事件は立証は大変だけどやりがいも金銭的対価もあります。もう一つは、あらゆる人間関係において——ペイしない事件や活動、仕事以外の地域活動でも、誠実かつ真摯に向き合っていれば、そこでの信頼関係に基づいて身近な法律相談を紹介してもらう機会が増え、仕事につながるというのが実感です。

自分では好きな仕事を選んで、趣味と実益を兼ねて仕事をしているところもあり、そのような「選択と集中」も時間単価を上げるために必要なとは思いますが。好きなことだと掘り下げるのが楽しいから、おのずとプロになれるので、一石二鳥ですよ（笑）。

——最後に、裁判所や弁護士会に一言お願いします。

早くもっとIT化を進めてほしいです。特に家事事件！

——ありがとうございました。



第3回 塙の中からの声に答えて—濡れタオルは認められないか—

人権擁護委員会委員 山崎 健 (47 期)

2020年9月28日、当会は府中刑務所に対して、被収容者が許可なく濡れたタオルで身体を拭く（これを「拭身」という）ことを禁止していることに対して、これを認めるよう勧告した。

人権救済の申し立てをしたのは、府中刑務所に収容されていた受刑者で、濡らしたタオルでの拭身を禁止するのは過度の制約だと主張し救済を求めた。

事件の調査の結果次のようなことがわかった。

府中刑務所では、居室内で受刑者が乾いたタオルやハンカチで拭身することは禁止されていないが、各居室に備え付けられている「被収容者遵守事項」という冊子には、「許可なく、衣類等を洗濯し、身体もしくは髪を洗い、水を用いて拭身し、又は水をまき散らすなどして、水を不正に使用してはならない。」と明記されていた。府中刑務所の回答によれば、水を使用して拭身することについては、職員の許可なく行うことを禁止しているが、夏期処遇期間中は、受刑者の健康保持上、毎日定められた時間内において、水で濡らしたタオルを使用した拭身を認めている、濡れたタオルでの拭身を禁止している理由は節水の観点からであるとのことであった。

夏期期間とは7月初旬頃から10月中旬頃までの間を言うとのことであるが、その期間でなくとも蒸し暑い日や運動によってうっすらと汗をかくこともあるし、食事をこぼしたりすることもある。そのようなときに乾いたタオルでなく濡れたタオルで身体を拭きたいという欲求は人が当然に感じるものではないだろうか。また、府中刑務所において夏期以外

の入浴は週に2回である。入浴日でなければせめて濡れたタオルでの拭身をしてきれいさっぱりしたいと考えるのは通常のことではないだろうか。濡れたタオルでの拭身は、身体に付いた汚れを拭い、身体を清潔な状態に保つことができるだけでなく、身体の不快感を解消するという効果を有する。当委員会は、このような濡れたタオルでの拭身の自由は、幸福追求権として日本国憲法第13条によって保障されているというべきであると考えた。乾いたタオルを水で濡らす行為や拭身した後のタオルを水洗いする行為に要する水の量はそれ程多量とはいえない。シャワーのようにじゃぶじゃぶ水を流すわけではない。以上の点から、府中刑務所が居室において水で濡れたタオルで拭身することを禁止している措置は、人権を侵害しているとしてこれを認めるよう勧告したのである。

国連被拘禁者処遇最低基準規則（いわゆるマンデラ・ルール）は、規則18で「1. 被拘禁者は、自己の身体を清潔に保つよう求められるものとし、このために、被拘禁者には、水及び健康・清潔の保持に必要な洗面道具が支給されなければならない。2. 被拘禁者がその自尊心に見合う容姿を整えられるよう、頭髮及びひげを適当に手入れする設備ならびに男子が定期的にひげを剃るための設備が設けられなければならない。」と規定している*。受刑者の清潔を保ち、その健康を保持することは刑務所の義務である。このような清潔で健康的な環境で刑を受けさせることが、受刑者に自尊心を持たせ更生の途を開く一歩であると考えます。

* 翻訳は監獄人権センター（Center for Prisoners' Rights）による。

http://www.cpr.jca.apc.org/sites/all/themes/cpr_dummy/images/archive/Nelson_Mandela_Rules_Japanese.pdf

近時の労働判例

～労働法制特別委員会若手会員から～

第98回 東京地判令和2年6月11日（ハンプティ商会ほか1社事件／労働判例1233号26頁）

いわゆる偽装請負への該当性を肯定しつつ、労働者派遣法40条の6第1項5号による労働契約申込みみなし制度の適用を否定した事例

労働法制特別委員会委員 布施 拓也（71 期）



第1 事案の概要

1 当事者

Xはシステムエンジニアであり、Y1はコンピュータソフトウェアの開発等を業とする株式会社、Y2はコンピュータソフトウェアの開発等を業とする株式会社である。

2 概要

本件は、Y2からソフトウェア開発業務の委託を受ける旨の契約書に基づき、Y1の事業所で、前記業務に従事していたXが、Y2とXの契約の実態は、Y2がXを雇用し、その雇用関係の下に、Y1の指揮命令を受けて、Y1のために労働に従事させる労働者派遣契約であり、Y1は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という）40条の6第1項5号に該当する行為をした労働者派遣の役務の提供を受ける者であるから、Y1とXとの間で労働契約が成立したと主張して、Y1に対して雇用契約期間中の賃金等の支払を求めた事案である。

（なお、本稿ではY2に対する請求については割愛する）

第2 主な争点

Y1において、Xにより労働者派遣の役務提供を受けた行為が、労働者派遣法又は同法44条ないし47条の3の規定により適用される法律を「免れる目的」でされたか。

第3 裁判所の判断

本判決では、上記争点判断の前提として、XとY2との契約関係は労働者派遣契約であるとし、Y1はXから労働者派遣の役務提供を受けたものとした。そして、上記争点につき以下のとおり判示した。

1 争点に対する判断枠組み

- (1) 「労働者派遣法40条の6第1項5号が、同号の成立に、派遣先（発注者）において労働者派遣法等の規定の適用を「免れる目的」があることを要することとしたのは、同項の違反行為のうち、同項5号の違反に関しては、派遣先において、区分基準告示の解釈が困難である場合があり、客観的に違反行為があるというだけでは、派遣先にその責めを負わせることが公平を欠く場合があるからであると解される。そうすると、労働者派遣の役務提供を受けていること、すなわち、自らの指揮命令により役務の提供を受けていることや、労働者派遣以外の形式で契約をしていることから、派遣先において直ちに同項5号の「免れる目的」があることを推認することはできないと考えられる」（引用判決中の下線は筆者による。以下同じ）。
- (2) 「同項5号の「免れる目的」は、派遣先が法人である場合には法人の代表者、又は、法人から契約締結権限を授權されている者の認識として、これがであると認められることが必要である」。

2 本件について

(1) 判断の基準となる者について

「Y1とY2との契約においては、Y1の担当者であったCが、Y2等の業務委託先との間で業務委託契約を締結するか否か決定する権限を有していた」から、「Cにおいて「免れる目的」があったかを検討すべきである」。

(2) 「免れる目的」の有無について

ア CがXに対し直接業務を依頼し報告を求めた理由につき、CはY2代表者からXがY2の責任者であるため直接伝えてほしい旨言われていたと証言したところ、客観的事情に照らしこの供述は不合理とはいえないとした。

イ Y1が、Xに対し、Y2への委託業務であるか否かに意を払うことなく、様々な業務を担当させていたとは認め難い。

ウ そして、作業者に対する指揮命令と業務委託・請負における注文者の指図との区別は困難な場合があること、Y1は過去に労働基準監督署ないし労働局から個別の指導を受けたこともなかったことも踏まえると、Cにおいて「免れる目的」があったと認めるには無理がある。

エ Xは、「Y1・Y2間の本件基本契約書には、一切の指揮命令はY2が行うこと、Yらの間には労働者派遣関係がないことが記載されており、Y1は、作業者に自らが指揮命令を行えば、労働者派遣関係に立つことを認識していた」と主張する。しかし、この記載は労働者派遣の役務提供につき一般的な理解を示すものであり、本件において、Y1代表者やCにおいて、作業者に対する指揮命令と業務委託・請負における注文者の指図との区別を適切に判断できていたことを示すものではない。そのため、この記載をもって「免れる目的」があるとはいえない。

オ そのほか、Xから、Y1及びCが、事前面接を行ったこと、秘密保持契約書の作成提出を求めたこと、作業実績報告書によりXの作業時間を記録していたこと等が主張されたが、いずれも「免れる目的」があったとは認められないとされた。

第4 検討

1 本判決の意義

本判決は、客観的には派遣労働契約であり、派遣先（発注者）がその役務提供を受けたと評価された事実関係のもとで、派遣先（発注者）の「免れる目的」（労働者派遣法40条の6第1項5号）の解釈（判断枠組み）及び適用について判示したものである。

(1) 本判決の判断枠組み及び適用について

本判決の判断枠組みは、通達（平成27年9月30日職発0930第13号）と同様の解釈であるが、判断の基準となる者を示した点は新しいといえる。もっとも、本判決の判断枠組みからは「免れる目的」を認定する

ために重要とされる間接事実は明らかになっていない。

本判決は、「免れる目的」を否定する理由として、指揮命令と注文者の指図との区別の困難性、労働基準監督署等からの指導歴（第3、2(2)ウ）を挙げている点が特徴的である。

(2) 参考裁判例

「免れる目的」の解釈は、日本貨物検数協会（日興サービス）事件（名古屋地判令2・7・20労判1228号33頁）も判示している。当該判決においても、通達（前掲）と同様の解釈をとられるが、同判決が示した「規制を回避する意図を示す客観的な事情の存在」の意味は判然としない。

当該判決では「免れる目的」が肯定されている。その理由としては、当該労働者派遣の実態が約10年間という長期間に及んでいたことや、「検数業務に当たる者は、熟練した者であることが望ましいといえる一方、……派遣労働者の派遣可能期間を無期雇用であつても3年間に制限していたから、熟練した労働者による長期間の労働者派遣を受けることが困難であるという事情」などが挙げられている。この事例からは、役務提供を受けている期間の長短、労働者派遣契約の形式によることが不都合であること等の事情が「免れる目的」の認定に考慮される事情となり得ることがわかる。

(3) 「免れる目的」を認定する上でどのような間接事実が重要となるかは今後の判断事例の集積を待つほかない。

2 本件事案における労働者派遣法40条の6第1項2号の適用可能性

なお、本判決の事案では、「Y2は令和元年12月に労働者派遣事業及び有料職業紹介事業の許可を受けた」ことが前提事実とされている。XがY1事業所において労働に従事していた平成29年においては、Y2は無許可での労働者派遣事業を行っていたことになる。この事実、労働者派遣法40条の6第1項2号の無許可事業主からの派遣受け入れに当たる可能性がある。

第2回 独立開業マニュアル東弁版と独立開業セミナー

若手会員総合支援センター副委員長 菊地 真治 (55 期)

1 開業・就業支援部会

弁護士となり、いずれは独立開業をしたいと考えていても、いざ、独立するととなると、どこで事務所を開設しようか、開業費用はどのくらいかかるのか、1人で大丈夫だろうか、電話やコピー機はどうするか、事務職員はどこで探せばいいのか、事務所を開設したほうがいいが仕事は来るか、事務所のランニングコストを捻出できるだろうか、等々、不安は尽きないであろう。特に、激戦区「東京」で独立開業することは、若手会員にとっては、なおさら不安で躊躇してしまいがちである。

若手会員総合支援センターの開業・就業支援部会では、若手会員が独立開業するに際し、「東京で独立開業する。」をコンセプトに、若手会員のそのような不安を少しでも払拭するために、次のような支援活動を行っている。

2 独立開業マニュアル東弁版の発行、改訂

「東京で独立開業する。～独立開業マニュアル東弁版～」と題して、独立開業するにあたり参考となるマニュアルを作成し発行している。これは、事務所開設資金の準備から始まり、事務所開設場所の選定、物件探し、内装レイアウト、事務機器の準備、事務職員の採用など、事務所を開設して弁護士業を始めるまでに必要となる準備、事柄や有益な情報を集約したものである。また、実際に独立開業をした若手会員から現実に要した事務所開設費をアンケート形式で答えてもらった情報や、弁護士業をするにあたり購入必須になるであろう書籍も掲載している。

現在、第2版が当会の会員サイトにアップされているので、是非、ご覧いただきたい。



3 独立開業に役立つセミナーの実施

事務所の設立・運営、広告宣伝、顧客獲得と継続的な付き合い方などについて、既に、「東京」で独立開業を果たした複数の若手会員を講師として、セミナーを実施している。講師の方には、自らの経験談とノウハウを披露していただき、会場からの質疑にも答えていただくため、セミナーに参加された若手会員からは、毎回、非常に有益であったと好評を得ている。

以下は、これまでに実施したセミナーのタイトルと概要である。

- ①「東京で独立開業する。～その日に向けて～」：事務所開設の実際と必要な準備
- ②「効果的な広告戦略と落とし穴」：広告による顧客獲得と広告規制、非弁提携への注意喚起
- ③「東京で独立開業する。～その日に向けて～第2弾」：多様な事務所形態と運営の実態
- ④「東京で独立開業した。～顧客獲得と継続的な付き合い方～」：顧客獲得と顧客の維持

4 最後に

独立開業マニュアル東弁版については、最新の情報を取り入れる内容で、現在、第3版を改訂作業中である。また、本年10月12日（火）午後6時30分より、ウェブにて、勤務弁護士の採用・育成に関するセミナーを開催する予定であるので、是非、ご参加いただきたい。

さらに、当部会では、即時・早期独立交流会という企画も実施しているが、これについては、次回ご案内しようと思う。





新型コロナウイルスのもとで" Part2 ～こんな工夫・取り組みをしてきました(会務編)～

〈vol.2〉

コロナ禍における委員会活動についての雑感

会員 小林 英晃 (69 期)

コロナ禍となってから、委員会の会議等が、Zoom を利用して行われるようになった。コロナ禍以前は、委員会の開催は基本的に現地参加のみであったので、この点は大きな変化であったと思う。私の所属する 刑事弁護委員会では、現在、部会等含めた会議を Zoom 併用で行っている。

Zoom が併用されることで、会議等の出席率がよくなった感触がある。従来は、所定の日時に弁護士会館まで赴かなければならなかった。それによって、他の予定との調整に苦慮したり、前後の予定との

関係で会議等を欠席せざるを得なかったことのある会員も多かったであろうと思う。会議において Zoom を併用することで、より多くの会員が、自身の所属する委員会等の会議に参加できる



ようになったことは、率直によかったのではないかとと思う。ただ、機密性の高い資料を扱っての議論を行う場合には、当該資料の PDF 配布を控えざるをえない。その結果、規定数以上の委員が現地参加している必要がある。機密性の高い議論についての配慮は当然必要である一方、決議の機動性を損ないかねないという問題もある。この点については、引き続き、よりよい対応方法を検討していく必要があると思われる。

私は、刑事弁護委員会の広報研修部会に所属し、刑事弁護に関する各種研修等の開催にも携わっている。こうした研修についても、Zoom 開催ないし Zoom 併用となったことで、研修受講者数が増加した印象である。より多くの会員に研修を受講していただければ、当会の刑事弁護の質の向上に役立つと思われるので、この点もよい変化であったと感じる。ただ、実技を伴う研修など、Zoom に代替できない研修もある。研修の実効性を確保しつつ、より多くの会員に受講していただける方法を、引き続き検討していきたい。



こちらから読んでね

食欲の秋—かわいいお弁当—



わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

19期(1965/昭和40年)

朝日訴訟のお二人の裁判官の思い出



会員 曾田 多賀 (19期)

私は18期生として研修所に入った。総数500人弱のうち女性は28人であったが、これまでに比べて飛躍的に女性が増えた年でもあった。研修旅行、栃木の女子刑務所見学、歌舞伎鑑賞、解剖室見学等行事が多かったが、私にとって一番の思い出は、前期に豊島園で行われた運動会である。マラソンもあり、私の友人が女性ではただ一人参加して皆の関心を集めた。私は長距離はダメなので参加しなかったが、短距離は少し自信があったので組別対抗リレーに手を挙げた。第1走者は各組女性で、私は2位に差をつけて1位で第2走者にバトンを渡した。レースは混戦となったが、私の組のアンカーは大学時代に陸上部にいた人で、混戦を制し1位でゴールインした。私は、生涯でただ一度の胴上げをされた。

実務修習では、民事裁判修習は浅沼武裁判長の部であった。浅沼裁判長は、朝日訴訟の1審判決を出された方である。眉が太く眼光が鋭いので一見厳しい方に見えるが、訴訟指揮では当事者代理人の主張によく耳を傾けられていた。19期生の夫も浅沼裁判長の部で修習した。ご自宅をお訪ねする機会があり、そこで裁判長が山歩きがお好きで高山植物に造詣が深いことを知った。研修所を卒業して数年後、裁判長から真夜中にお電話をいただいた。「知り合いの女性が夫君に先立たれ一人で子育てをしているが、その子(未成年)がタクシー強盗をして今夜逮捕された。気の毒な方なのです。助けてやって欲しい」ということであった。夫が5年の検察官勤務後退職し弁護士となって間もないころであった。私たちは、このような

優しいお人柄の裁判長だからこそ、朝日訴訟のあの判決があったのだ、と思い至った。

私は、前期修習中に妊娠し、1年間修習を休んだ。当時は、妊娠してお腹の大きな修習生が裁判所・検察庁等で修習するのは憚られるように感じられた。後に分かったところによると、同じように妊娠した友人達も、皆1年間修習を休んだり、修習開始を遅らせたりしていた。

後期修習は19期9組に編入された。民事裁判教官は、研修所入所を決める際の面接官であった賀集唱教官であった。教官とは不思議なご縁があるらしく、実務についてからも、私の事件は何件も賀集裁判官の部に係属し、私はいつまでも生徒であった。後年教官がご逝去された後に、9組で教官の奥様をお招きして教官を偲ぶ会が催された。その際奥様から朝日訴訟の高裁判決の起草者が教官であることを初めて伺った。私は不勉強にも高裁判決を読んだことがなかった。奥様のお話では、夏の暑い盛りに、クーラーもない官舎で、山積みの裁判資料に埋もれて汗を流しながら根を詰めて取り組んでおられたという。そして、判決後、体調を崩されて長期入院し、当初は命も危うい状態であったという。朝日訴訟の高裁判決は、賀集裁判官が命をかけて書かれたものであった。

はからずも朝日訴訟の判決を導かれたお二人の裁判官のご指導を受け、そのお人柄に触れ、改めて、裁判は神ならぬ人間が行うものであること、そして時には命がけのものとなることに襟を正す思いとなった。



続・どんな色にも染まらない

会員 石田 千明

1 実家で発見されたある作文

「どんな色にも染まらない」。これは小学校の卒業文集に、12歳の私が寄せた作文のタイトルである。12歳の私は、自身の作文に裁判官の法服が黒いことの由来からこのようなタイトルをつけ、後に続く本文では裁判官になりたいという将来の夢について意気揚々と語っていた。

そんな文章の書かれた原稿用紙が、あろうことか私が弁護士登録をした翌日に、母の手によって実家の棚の奥から発見されてしまった。この時、私は穴があったら入りたいほどの恥ずかしさを感じたが、一方で、「この作文を書いた12歳の私」が「弁護士となった今の私」になるまでの道のりを振り返るちょうどよい機会にもなった。

2 そこから見える景色は

12歳の私は、裁判官を目指すきっかけとして、小学3年生の時に社会見学として最高裁判所を訪れ、大法院の裁判官席の真ん中の席——最高裁判所長官の席に座らせてもらえたという体験をしたことを挙げていた。確かに、当時の記憶、特にその席から見下ろした景色は、今でも鮮明に思い出すことができる。あの景色が、今の私の原点となっていることは間違いない。

だが、今の私は、あの席に座っていては見るのが難しい景色もあるということを感じている。

例えば、私が弁護士となってから主に携わっている夫婦関係や子どもを巡る紛争では、それぞれの紛争ごとに背景や争点が全く異なり、渦中にある当事者の方々の抱える思いや葛藤もその人ごとに全く違う。もちろん、紛争の性質上、当事者本人が裁判所に出頭することが基本となるため、一般的な民事事件よりは、

裁判官が直接当事者の話を聞く機会が多いと思う。

しかし、裁判官とのコミュニケーションは、初めは家事調停委員を介した間接的なものになってしまうことが原則である点や、審判、訴訟では一般民事事件同様に書面が大きなウェイトを占めるといった点からは、どうしても裁判官の座る席からは、その紛争の背景や当事者の人物像・考え方を「見る」ことには一定の限界が生じてしまうと思う。

一方で、当事者と同じ目線で、かつすぐ隣という弁護士の座る席からは、その人の心からの声をそばで聴き取り、紛争の背景等を「見る」ことはたやすい。

12歳の私が今の私になるまで、たくさんの人と出会った。その中には、暗闇の中で今にも消えてしまいそうにうずくまっている、そんな人たちもいた。そして、その人たちと出会った時、何もできなかった自分が悔しかった。きっとその瞬間、私は、その人たちと肩を並べて、そこから見える景色がどういうものなのか、見上げる先の人物にとうとう語る役割を担うことを決意して、小学3年生の時から座り続けていたあの席を降りたのだろう。

3 12歳の私と今の私と、これからの私

ところで、冒頭の作文は、「『法服』をぬがないように、どんな色にも染まらない心を持つようにしたい。」という言葉で結ばれていた。だが、今の私は、黒い法服を着ていなくても、あの席を降りた時の決意を忘れないことで、どんな色にも染まらない心を持つことはできると確信している。いつかこの文章も恥ずかしくも懐かしく思えるようになる日まで、どんな色にも染まらない心で、弁護士として、当事者の見ている景色を語る役割を果たしていきたい。

『ティファニーで朝食を』

トルーマン・カポーティ 著 村上春樹 訳 新潮文庫 693 円 (税込)

自由とはなにか―古典文学に学ぶ

会員 山崎 岳人 (64 期)



数年前のことだ。よく行く本屋で平積みされている文庫本を眺めていると、明るいティファニーブルーが目に入った。そこには『ティファニーで朝食を トルーマン・カポーティ 村上春樹訳』と銀色の文字で書かれていた。その鮮やかな装丁*1に惹かれて、僕は思わず本を手にとった。

作者のトルーマン・カポーティは、1924年生まれのアメリカの小説家である。彼にとって、この小説はキャリアの分岐点となる重要なものであったようだ。半日ほどで全部読める中編小説だ。

翻訳した村上春樹氏は世界的に有名な小説家で、英文学の翻訳も多く手掛けている。最近のインタビューでは「なぜ僕が翻訳を好きかというと、親切さを出せるから」と語っている(2021年6月26日日経電子版)。この翻訳もわかりやすい日本語で書かれていて、彼の親切心が感じられる。

物語の舞台は1940年代のニューヨークで、世界中で悲惨な戦争が行われていた頃の話だ。主人公は、物語の語り手である「僕」という一人称で呼ばれる作家志望の青年だ。ただ、本当の主人公はホリー・ゴライトリールという女性だろう。作中で明らかにされているわけではないが、年齢は20歳前後の設定だ。読者は「僕」の語りを通じて、カポーティが生み出した魅力あるキャラクターを知ることになる。

有名な映画版の主人公はオードリー・ヘップバーンが演じるホリーで、「僕」との青春恋愛ストーリーが描かれている。多くの人は、こちらのイメージが強いはずだ。

一方で、小説は純粋な恋愛ものではない。小説の中のホリーは、もっと独立心の強い人で、野良猫のような

自由奔放さと愛くるしさを持っている。そこにはヘップバーンが持つ清純なイメージはない。

二人の出会いのきっかけは、「僕」がホリーの住むアパートメントに引っ越してきたことだ。その頃、彼女はニューヨークの社交界で浮名を流していて、貧乏な「僕」には高嶺の花のような存在であった。ここからストーリーは始まる。

題名の「ティファニーで朝食を」(英語では Breakfast at Tiffany's)は架空の設定である。今では、ニューヨークの五番街にあるティファニー本店にはBlue Box Cafe(ブルーボックスカフェ)というカフェがあるが、オープンしたのは2017年11月である。つまり、1940年代のティファニーでは、朝食はおろか、食事をするさえできなかったのだ。

なのに、ホリーは「いつの日か目覚めて、ティファニーで朝ごはんを食べるときにも、この自分のままでいたい」(63頁*2)と夢想し、「ティファニーの店内にいるみたいな気持ちにさせてくれる場所」(66頁)を追い求めている。彼女にとってその場所は恋人の横である必要はない。自然に自分らしくいられる“どこか”だ。

彼女が“ティファニーのような場所”を見つけられたかどうかは、小説を読んで確認していただきたい。カポーティが生んだこのストーリーを気に入った方は「野生の生き物にいったん心を注いだら、あなたは空を見上げて人生を送ることになる」(116頁)というホリーの言葉に納得するはずだ。

末筆になるが、この本に関する最高の書評は、村上春樹氏の「訳者あとがき」である。ぜひこちらも合わせて読んでいただきたい。

*1: 期間限定の特別な装丁だったようで、現在ではこの装丁の新潮文庫版は販売されていない。

*2: 本文中の引用箇所のページ数は平成20年12月1日発行・平成29年4月30日七刷の新潮文庫版によった。



「人工語」・エスペラント

会員 殷 勇基 (48期)

Saluton! (サルートン。こんにちは)

今回は、エスペラント語を御紹介したいと思います。

エスペラント語は、ポーランドの眼科医・ザメンホフ (1859-1917) が、1887年に提案した「人工語」です。espero (希望) + anto (人) = esperanto (希望する人) で、これはザメンホフのペンネームだったのですが、その後、「エスペラント」で、この言語を指すようになりました。

エスペラントでは、文法が16個だけに整理されていて、しかも文法や発音に例外がありません。熟達には時間を要するのは他の言語と同じ、と思っておくべきでしょうが、とはいえ、他の言語 (例えば英語) と比較するなら習得がかなり容易、ということが出来ます。

ザメンホフの提案後、エスペラントは、東アジアにもさっそく伝わり、ゆかりの人に、大杉栄、毛沢東、宮沢賢治、梅棹忠夫などをあげることができます。エスペラント話者は正確な数字は分かりませんが、世界中で数百万人、とされています。エスペラントを使ったり広めたりする運動をエスペラント運動といいますが、この運動では、エスペラントを「国際補助語」と位置づけるのが一般です。民族語を排除するのではなく、「補助語」として学び、使う、ということです。エスペラントをEUでの使用言語の一つにすることを目指す動きもあると聞きます。

16個の文法をいくつか紹介します。

●名詞 ⇒ 語尾にoをつける

●動詞 (原形) ⇒ 語尾にiをつける

advokato (アドヴォカート。弁護士)

advokati (弁護する)

になります。

●形容詞 ⇒ 語尾にaをつける

●副詞 ⇒ 語尾にeをつける

●nova (新しい)

●nove (新たに)

になります。

●動詞 (現在形) ⇒ 語尾にasをつける

●動詞 (過去形) ⇒ 語尾にisをつける

●動詞 (未来形) ⇒ 語尾にosをつける

ami (原形) 愛する (こと)

amas (現在形) 愛する

amis (過去形) 愛した

amos (未来形) 愛するだろう

Li amis ŝin (リ・アミス・シン。彼 (li) は彼女 (ŝi) を愛した。語尾のnは目的格。「～を」, 「～に」の意味) になります。

エスペラントはどこで使うことができるのか、ですが、インターネットとは相性がよく、エスペラント学習のウェブサイトがあるほか、従来、エスペラントで文通をして交流していたようなことがインターネットでできるようになっています。オフライン、「対面」だと、数千人規模の世界エスペラント大会も毎年、開催されています (コロナ禍ではオンライン開催)。

エスペラントは既に100年以上、実用されており、当然ながら卑語もあり、新語もどんどん生まれています。他方、どのような民族語、「自然言語」であっても、とくにそれが国家語の場合、人工的な側面があり (たとえば日本語の「お母さん」ということばも明治後期に教科書に採用されて普及した、文部当局による新造語とのこと)、そうすると、エスペラントだけを「人工語」と呼ぶのはミスリーディングなところもあります。

ザメンホフがエスペラントを提案した1887年は国民国家体制がヨーロッパで益々、盛んになり、民族紛争も激化していった時期です。世界で民族紛争が続いており、さらに「英語帝国主義」のような一部の言語の偏重の打破、「言語権」の尊重を考えたとき、そこに、「国際補助語」としてエスペラントの役割も増していきそうです。